



第4次 東海市総合福祉計画

おもい つながり ささげあう

第4次 東海市総合福祉計画

令和6年度～令和15年度
(2024年度～2033年度)

令和6年度～令和15年度
(2024年度～2033年度)

東海市・東海市社会福祉協議会



東海市・東海市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成26年（2014年）3月に第3次東海市総合福祉計画を策定し、高齢、障がい、子ども、地域福祉などの分野ごとに施策を立て、福祉施策の推進を図ってまいりました。また、地域包括ケアシステムの推進においても、「0歳から100歳の地域包括ケア」を目指し、体制整備を図ってきたところでございます。

近年、国では少子高齢化や核家族化の進行に加え、単身世帯や共働き世帯が増加するなど、社会構造の変化に伴い、地域のつながりの希薄化が課題であると言われておりますが、本市においても例外ではありません。また、様々な分野が絡み合い、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間についての対応が求められております。

このような状況の中、本市では、誰もが安心して暮らすことができ、「支え手」「受け手」の関係性を超え、お互いに認め合い、つながり、支え合える地域づくりを目指し、ここに第4次東海市総合福祉計画をまとめました。

本計画は、東海市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、社会福祉協議会と市が両輪となって、本市の地域福祉の推進をしてまいります。また、令和6年（2024年）4月から施行される孤独・孤立対策推進法やこども家庭庁が進めている「こどもまんなか社会」も視野に入れ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えた包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残すことのないまちづくりを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました東海市総合福祉計画推進協議会の皆様をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました市民並びに関係者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月



東海市長 花田 勝重

はじめに

本会では、令和3年（2021年）3月に第5次東海市地域福祉活動計画を策定し、「ともにささえあい おもいやるまちづくり -ふだんのくらしの しあわせ をかたちにする-」を基本理念とし、地域福祉活動の推進を図ってまいりました。また、東海市が進める地域包括ケアシステムの推進等においても、市と連携し体制整備を図ってきたところでございます。

本会では地域生活課題の把握や解決に向けて、町内会・自治会、コミュニティや学校などとの意見交換の場として「話し合いの場づくり」、日常生活におけるちょっとした困りごとに、できる範囲で「お互いさま」の気持ちで支援する「役割の場づくり」、市民館や公民館、集会所などの近い場所で市民の協力のもとに進めている、子どもから高齢者までを対象とした活動に参加できる「居場所づくり」を行ってきました。また、これらの活動をつなげるために、民生・児童委員やシニアクラブ、地域活動団体などと連携して、「地域の日、地域のアンテナ役」として住民同士による見守り活動も進めてまいりました。

地域のつながりが希薄化していると言われていますが、本会においては市民の皆さまや福祉団体とより強い連携のもと、様々な地域生活課題の解決に向けて取り組んでいく必要性を強く感じております。

第6次東海市地域福祉活動計画は、東海市の「第4次東海市総合福祉計画」と一体的に策定し、市と社会福祉協議会が両輪となって、社会参加や役割創出に向けた仕組み作りや社会資源の開発、分野を超えた包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制の強化を図り、地域共生社会を目指した本市の地域福祉の推進を担ってまいります。

計画の策定にあたり、福祉団体やボランティア団体、市民の皆様にご意見をいただきました。心より感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月



東海市社会福祉協議会
会長 久野 久行

目次



第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨	6
2 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
3 計画の位置づけ	9
4 計画期間	10
5 基本理念	11
6 基本目標	11
7 施策体系	12

第2章 データから見る東海市

1 統計から見る東海市の現状	14
2 地域の捉え方	22
3 計画策定に向けた市民の声	23
4 包括的支援体制イメージ図	25

第3章 施策の展開

基本目標 1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている	26
① 気軽に相談できる体制を強化します	28
② コミュニティの中で支え合える体制を整備します	32
③ 一人ひとりの生活について考える機会を増やします	36
基本目標 2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している	40
④ 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します	42
⑤ すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします	48
⑥ 安心して生活できるよう身近な場所で支援します	52
基本目標 3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている	56
⑦ 子ども・子育て世代への支援を充実させます	58
⑧ 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます	62
⑨ 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します	66

第4章 計画の推進

1 重点項目	70
2 進行管理	71

資料編 参考資料

事業推進組織体系イメージ図	73
用語解説	74
指標算出方法	76
東海市総合福祉計画推進協議会条例	78
諮問	80
答申	80
総合福祉計画推進委員会設置規程	82
総合福祉計画策定プロジェクト要領	84
東海市総合福祉計画推進協議会委員名簿	86
東海市総合福祉計画推進委員会委員名簿	87
東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム委員名簿	88
総合福祉計画策定の経緯	89



親しみやすい計画書をイメージして、表紙・挿絵デザイン及び全体デザインの監修をイラストレーターの成田わたる氏にお願いしました。表紙については、本計画の理念である「おもい つながり ささえあう」をテーマに、いろんな人が安心して暮らしているイメージで、東海市らしい風景を取り入れながら描いていただきました。

1 計画策定の趣旨

本市では、福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成5年度（1993年度）に第1次東海市総合福祉計画を策定し、それ以降10年ごとに計画を策定して、高齢、障がい、子ども及び地域福祉の分野を柱にその時代に合った、総合的な福祉の計画として福祉施策の推進を図ってきました。

しかし、時代の中で複雑かつ複合的な課題を抱えている人や世帯が増え、分野別の施策の推進では対応が難しくなってきたため、これまでの高齢、障がい、子ども及び地域福祉という分野別で整理するのではなく、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない地域となるための施策を推進する計画として、第4次東海市総合福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。



2 地域福祉を取り巻く現状と課題

我が国の福祉制度や政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や状態、課題ごとに制度を設け、サービス提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は、質・量ともに充実してきました。

しかし、令和2年（2020年）の国勢調査において、我が国の高齢化率は28.6%、年少人口は11.9%と少子高齢化や平均世帯人数が2.21人と核家族化が進んでおり、将来の人口推計は、令和13年（2031年）に人口が1億2千万人を下回り、その後も減少を続け、令和38年（2056年）には1億人を割り込むと推計されています。本市においても、高齢化率は22.2%と国の値よりは低いものの、緩やかに少子高齢化が進んでいます。そのため、地域福祉においては、担い手不足や活動者の高齢化、地域の支え合い機能の低下といった課題に直面することについて考え、取り組んでいくことが重要です。

平成28年（2016年）に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち自分らしく生き、活躍できる地域コミュニティの育成等を推進することが示されました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会とされています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に、住民を始め地域における関係団体、社会福祉協議会、行政が連携し、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが必要であり、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みに当てはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭等のいわゆる「8050問題」や介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが大人の代わりに家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、複数の課題を抱えている状況が生じています。これまでのような対象者ごとの縦割りの制度による公的なサービスだけでは支援が難しい状況となっており、縦割りを超えて共に支えていくことが重要です。

平成29年（2017年）に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）の一部が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村による包括的な支援体制づくり、福祉分野における共通して取り組む事項を定めた地域福祉計画を地域福祉の推進に関する上位計画・基盤計画として位置づけることとなりました。

地域生活課題を抱える地域住民について、本人の生活状況やこれまで生きてきた歴史、取り巻く環境やサービスの利用状況等を踏まえ、地域福祉を推進するために必要な環境を重層的に支援できるよう、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを、高齢、障がい、子ども、生活困窮な

ど分野を横断的かつ一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）が創設されました。本市においても、令和3年度（2021年度）から重層事業を開始し、分野を問わず、本人を包括的に地域全体で受け止め、支援する体制の整備に取り組んでいます。

この体制整備に向けた取り組みは、平成26年度（2014年度）から推進している地域包括ケアシステムの構築を基本とし、その中で提唱してきた「0歳から100歳までの地域包括ケア」を普遍化させており、本計画においても、引き続き0歳から100歳までの包括的支援体制の構築を目指し、分野横断的に福祉全体の施策を展開するため、福祉分野の最上位計画である総合福祉計画（地域福祉計画）を策定するものです。



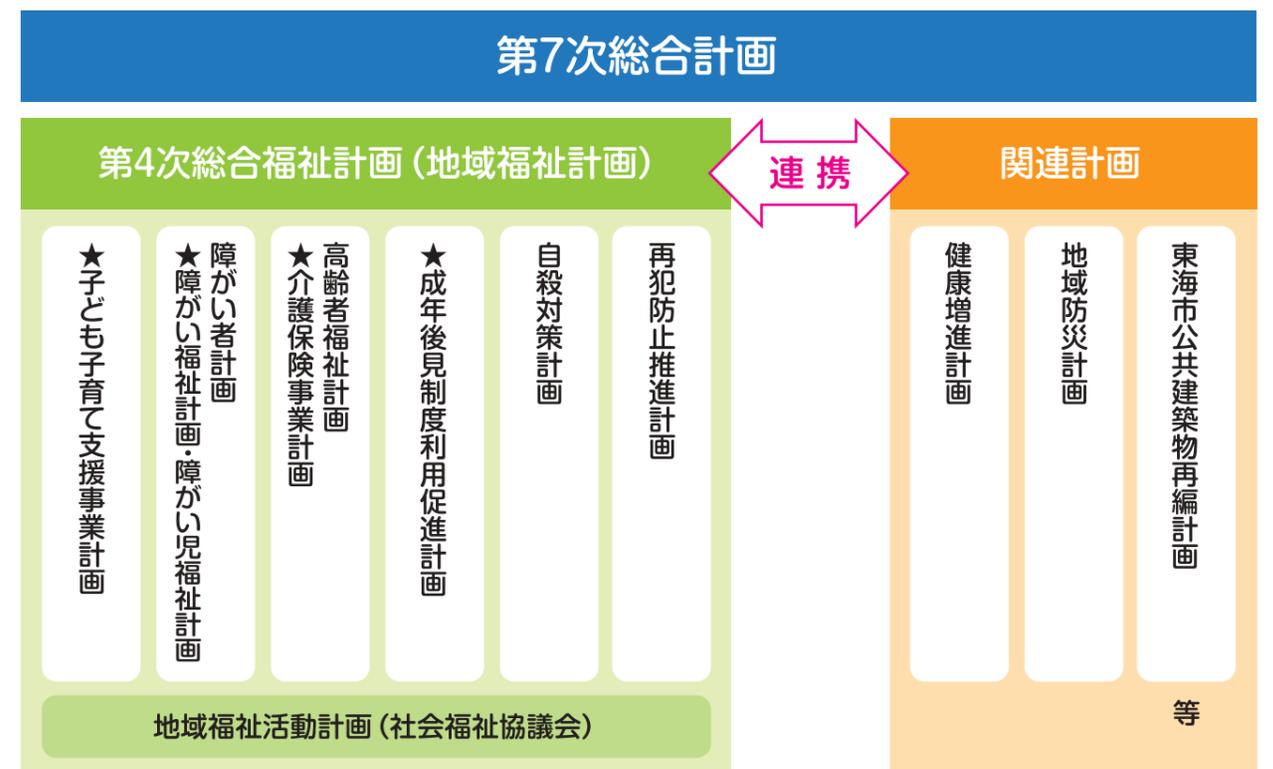
3 計画の位置づけ

本計画は、「第7次東海市総合計画（以下、「総合計画」という。）」の基本理念や目標、施策の方向性を踏まえ、本市における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

なお、本計画は法第107条に基づく「地域福祉計画」として、また老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく「障害者計画」、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく「自殺対策計画」及び再犯防止推進法（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するもので、本計画の推進にあたっては、福祉の分野別計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども子育て支援事業計画、成年後見制度利用促進計画）やその他関連計画との連携を図りながら、本市の福祉向上を目指すものです。

また、地域福祉推進の要である社会福祉法人東海市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が核となり地域における福祉活動を行えるよう、市社協が具体的な活動内容を定めた「地域福祉活動計画」についても、本計画と一体的に策定するものです。

計画の体系図



★別に計画を策定しているもの
※重層的支援体制整備事業実施計画などの各種実施計画と調整を図りながら実施するもの

4 計画期間

本計画は、総合計画と合わせ、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）の10年間を計画期間とします。

なお、中間見直しを令和10年度（2028年度）に行います。

計画名	期間	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合計画	10年	→											
総合福祉計画	10年	→											
子ども子育て支援事業計画※	5年	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	6年	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
介護保険事業計画	3年	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
成年後見制度利用促進計画	5年	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※R7からは、こども計画に含まれます

第4次東海市総合福祉計画とSDGsの関係

SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されました。

持続可能な開発のための「2030アジェンダ」において記載された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとしてすべての国で取り組みが進められています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域生活課題の解決に資するものであることから、本市では、第4次東海市総合福祉計画において、基本目標や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標をふまえて推進していきます。



5 基本理念

「おもい つながり ささえあう」

本計画では、別で策定されている分野別計画の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の理念「障がい者が理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市」及び、子ども・子育て支援事業計画の理念「すべての子どもと家庭をしあわせにする まちづくり」を包含し、本市の地域福祉の目指すまちの姿を基本理念とします。

この基本理念の下、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、思いやる心を持ちながら、人と人が出会い、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていきます。

6 基本目標

●基本目標1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている

包括的支援体制が確立され、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う中で、お互いを気に掛け合い、支え合っている状態を目指すため、相談支援体制の充実や地域での支え合い活動の推進、福祉教育の充実を図っていきます。

●基本目標2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している

個別支援体制が整備され、障がいの有無や年齢に関わらず一人ひとりの命が守られ、誰一人社会的に孤立せず、地域で安心して生活している状態を目指すため、社会的孤立や虐待対応、障がい者やひきこもりの就労的支援などに取り組み、各種福祉サービスの充実をはじめ、福祉避難所や避難行動要支援者に対する体制整備を進めていきます。

●基本目標3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている

子どもの置かれている状態に関わらず、すべての子どもの権利が保障され、子どもを中心とした地域での支え合いのもと、子どもたちが健やかに成長している状態を目指すため、こども家庭センター機能の充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援、発達支援体制の構築、保育環境の整備、居場所の充実などを進めていきます。

7 施策体系

基本理念

「おもい つながり ささえあう」

基本目標

1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている

2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している

3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている

施策

1 気軽に相談できる体制を強化します

2 コミュニティの中で支え合える体制を整備します

3 一人ひとりの生活について考える機会を増やします

4 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します

5 すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします

6 安心して生活できるような身近な場所で支援します

7 子ども・子育て世代への支援を充実させます

8 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます

9 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

推進項目

- 1-1 包括的に世帯全体を受け止める相談支援体制を整備します
- 1-2 地域の中で気軽に相談できる環境を整備します
- 1-3 多職種がつながり合う相談支援体制を整備します

- 2-1 コミュニティの中で見守り支え合う体制を整備します
- 2-2 福祉に携わる人材を育て活躍できるよう支援します

- 3-1 お互いを尊重し正しく理解する機会を増やします
- 3-2 思いやりの心を育む機会を増やします
- 3-3 誰もが意思や意向を発信できる機会を増やします

- 4-1 社会的孤立を防ぐため社会とつながることができるよう支援します
- 4-2 虐待を防止し権利擁護の体制を整備します
- 4-3 命の大切さを学び本人や周りの人を支えます
- 4-4 再犯防止や更生に向け支援します

- 5-1 仲間と一緒に地域活動ができるよう支援します
- 5-2 身近な場所で気軽に集い交流できる場を充実させます
- 5-3 民間等と連携し活躍できる場を充実させます

- 6-1 福祉サービス等を充実させ本人や家族が安心して生活できるよう支援します
- 6-2 気軽に外出できる支援体制を充実させます
- 6-3 災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が安心できる体制を整備します

- 7-1 妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます
- 7-2 安心して子どもを産み育てることができるよう支援を充実させます
- 7-3 子どもたちの成長と家庭を見守り支え合う人を増やします

- 8-1 子どもの権利を守り安心して生活する生活を支援します
- 8-2 子どもの発達支援体制を整備します
- 8-3 子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます

- 9-1 多様なニーズに対応する保育環境を整備します
- 9-2 地域の中で豊かな体験や遊びができる居場所を充実させます

包括的な相談支援体制の構築

多様な主体が参加できる地域づくり

若者支援を中心とした孤独・孤立対策

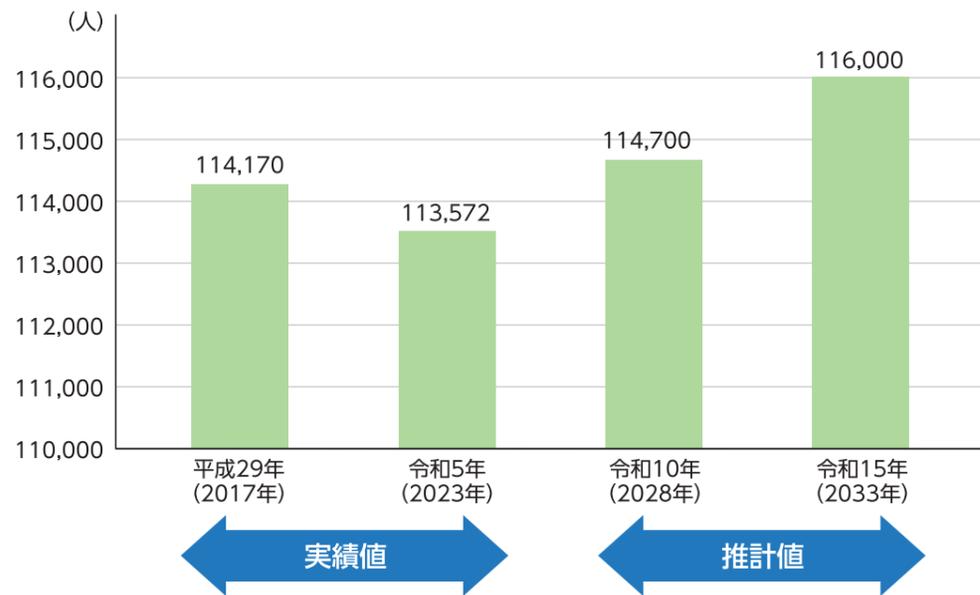
災害に備えた福祉の体制づくり

1 統計から見る東海市の現状

令和5年(2023年)4月1日現在の人口は113,572人となっています。

本市の人口構成の特徴としては、65歳以上高齢者の割合は上昇、年少人口割合は減少しており少子高齢化が緩やかに進んでいます。生産年齢人口割合については、徐々に増加しています。

将来人口 ※出典:第7次東海市総合計画の数値より改編



年齢区分別人口構成 ※各年度4月1日時点、出典:住民基本台帳



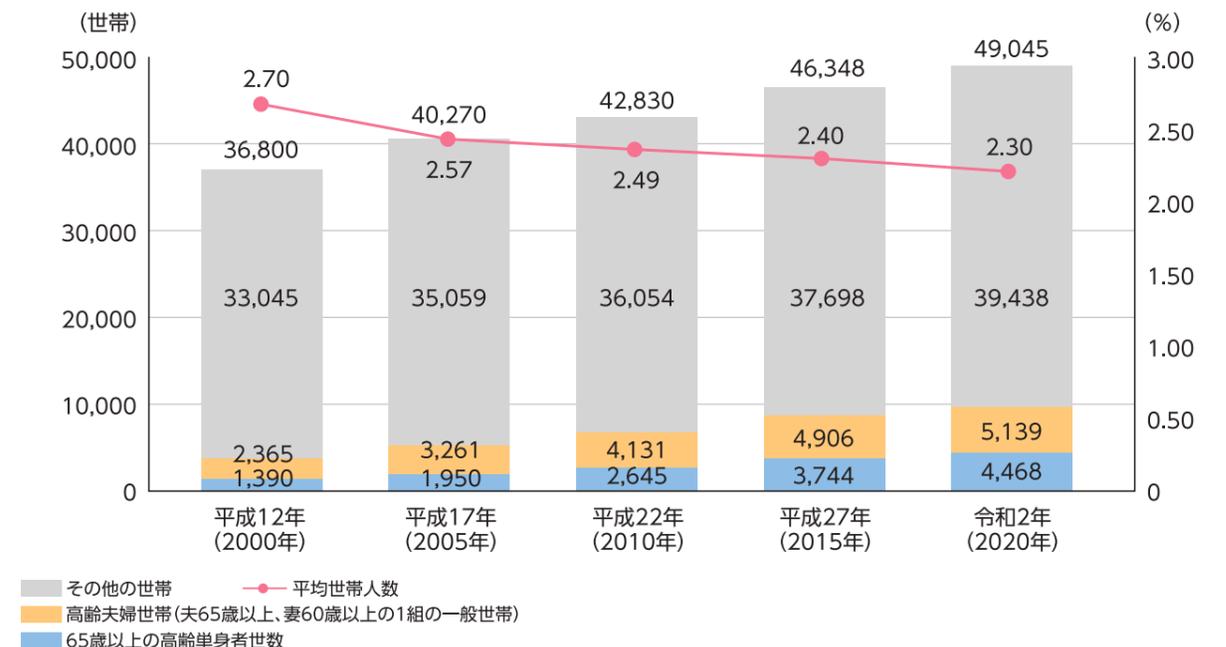
出生数は、平成23年(2011年)から平成28年(2016年)にかけて1,200人台で推移してきましたが、平成29年(2017年)からは減少傾向にあります。また、合計特殊出生率の推移をみると、愛知県や全国の値と比較して高い水準で推移していますが、低下傾向となっており、その差は小さくなっています。

合計特殊出生率 ※各年度末時点、出典:合計特殊出生率(愛知県衛生年報、あいちの人口、愛知県の人口動態統計) 出生数(東海市の統計)



本市の世帯数は年々増加していますが、平均世帯人数は減少傾向にあります。また、65歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数の割合は年々増加しています。

一般世帯における65歳以上の高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数(国勢調査)



身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

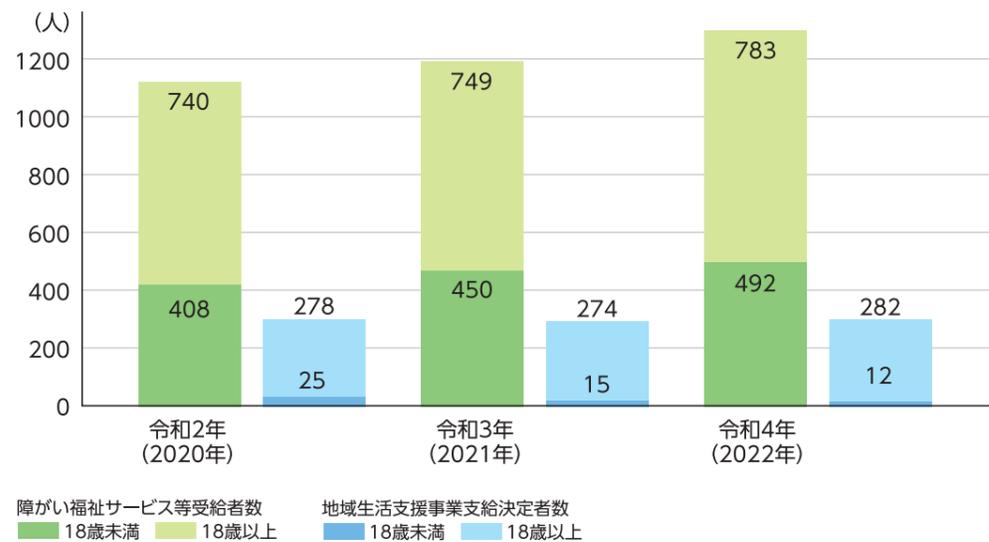
※各年度末時点、出典：社会福祉課

年度		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
身体障害者手帳	18歳未満	73	80	74	67	65
	18歳以上	3,529	3,563	3,556	3,597	3,575
	小計	3,602	3,643	3,630	3,664	3,640
療育手帳	18歳未満	281	314	324	334	357
	18歳以上	620	613	636	672	699
	小計	901	927	960	1,006	1,056
精神障害者 保健福祉手帳	小計	710	825	895	959	1,114
合計		5,213	5,395	5,485	5,629	5,810

地域生活支援事業支給決定者数は横ばいですが、障がい福祉サービス等受給者数は増加傾向にあります。

障がい福祉サービス等受給者数及び地域生活支援事業支給決定者数

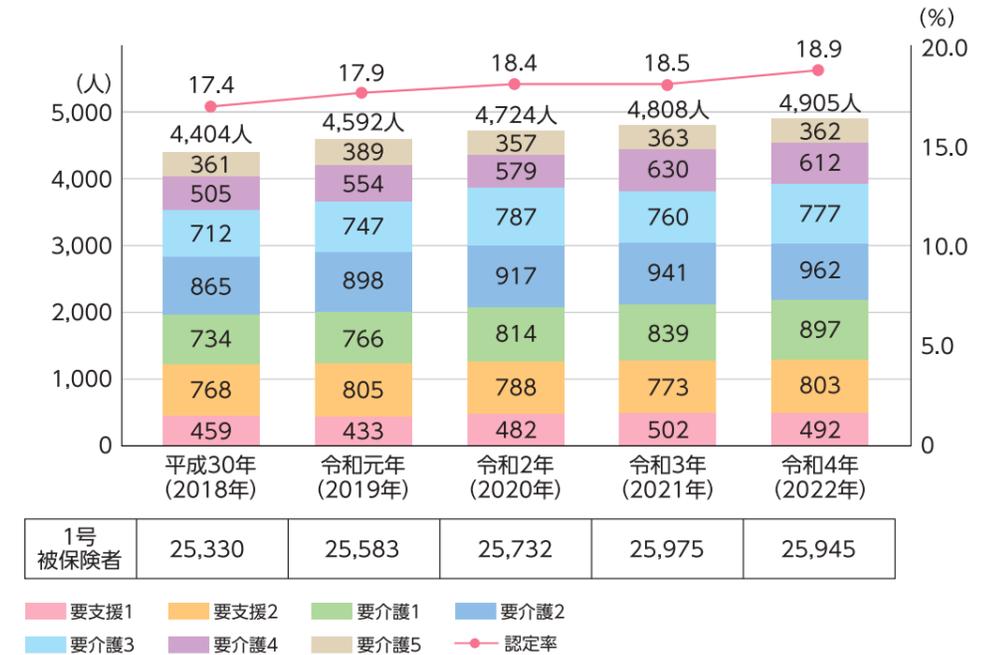
※各年度末時点、出典：社会福祉課



要支援1から要介護5の人の総数及び第1号被保険者数に占める割合(認定率※1)は年々増加しています。また、認知症高齢者数(自立度※2Ⅱ以上)は令和2年(2020年)に急増し、その後は横ばいとなっています。

要介護度別認定者数と第1号被保険者数に占める割合(認定率)

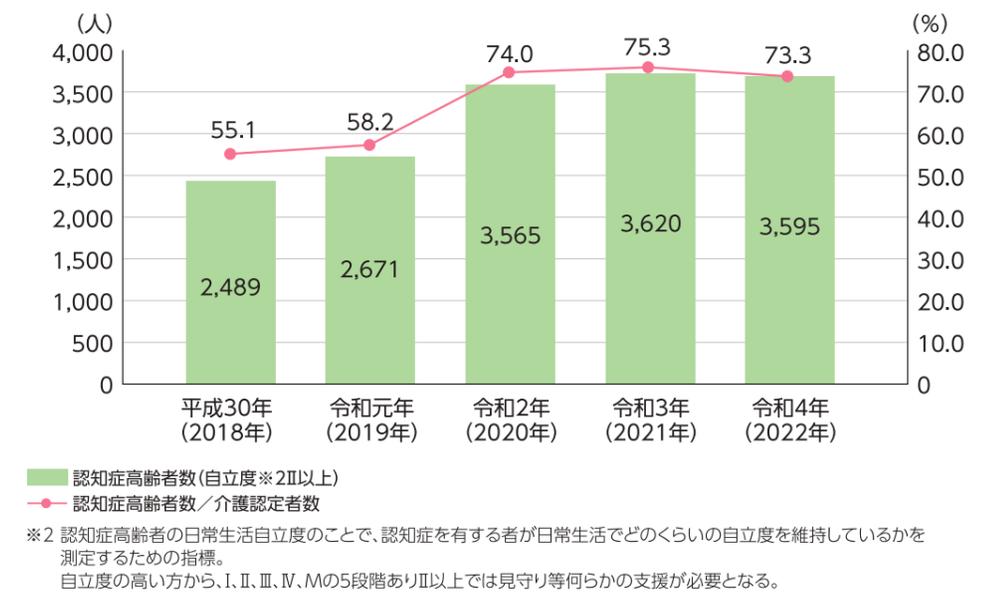
※各年度末時点、出典：知多北部広域連合



※1 認定率：第1号被保険者数に占める割合

認知症高齢者数と介護認定者に占める割合

※各年度末時点、出典：高齢者支援課



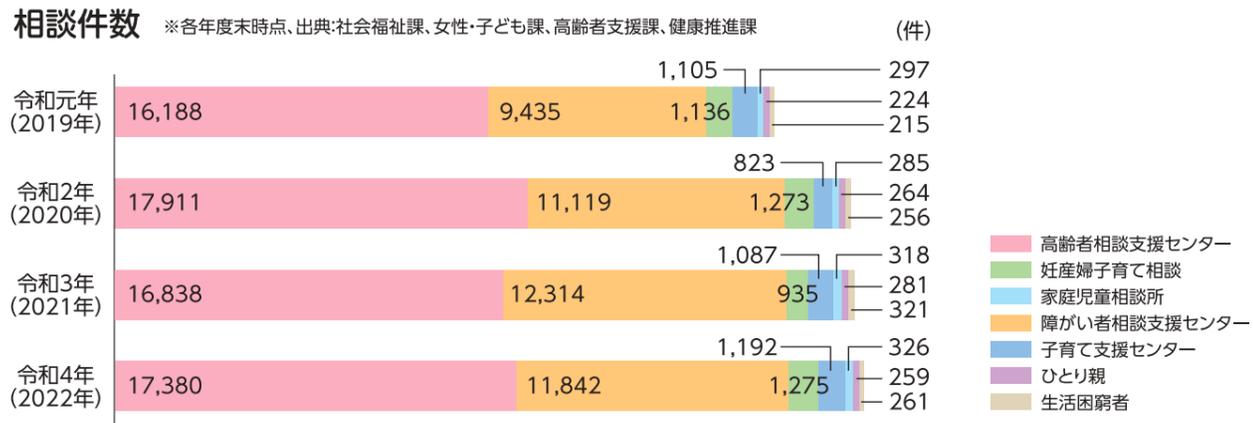
※2 認知症高齢者の日常生活自立度のことで、認知症を有する者が日常生活でどのくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。自立度の高い方から、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの5段階ありⅡ以上では見守り等何らかの支援が必要となる。

保育所等入所児童数は、少子化により入所児童数は減少傾向にあります。入所率は増加傾向にあり、令和4年（2022年）の3歳未満児の入所率は3割近くになっています。

保育所等入所児童数 ※各年度4月1日時点 出典:幼児保育課 (人)

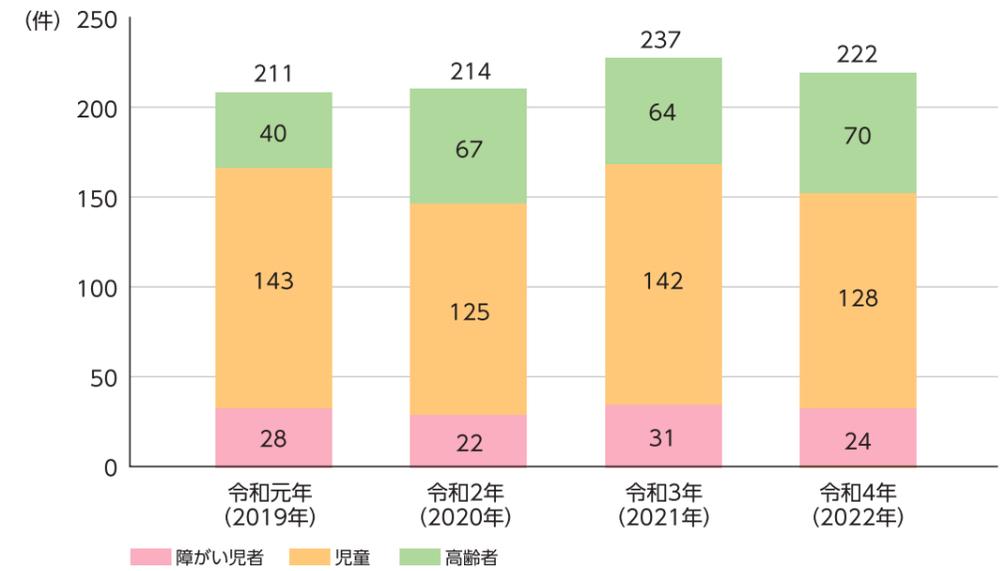
区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
就学前児童数	合計	6,874	6,737	6,505	6,203	5,928
	3歳未満児	3,440	3,283	3,137	2,920	2,841
	3歳以上児	3,434	3,454	3,368	3,283	3,087
保育所等入所児童数 (広域入所2・3号)	0～5歳児計 (入所率)	2,564 37.3%	2,595 38.5%	2,625 40.4%	2,543 41.0%	2,488 42.0%
	0歳	71	46	57	51	55
	1歳	330	342	326	330	320
	2歳	474	465	458	425	440
	3歳未満児計 (入所率)	875 25.4%	853 26.0%	841 26.8%	806 27.6%	815 28.7%
	3歳	508	569	567	530	522
	4歳	585	571	610	585	559
	5歳	596	602	607	622	592
	3歳以上児計 (入所率)	1,689 49.2%	1,742 50.4%	1,784 53.0%	1,737 52.9%	1,673 54.2%
	うち市立保育園	入所児童数	2,470	2,433	2,331	2,234
うち延長保育		1,662	1,614	1,564	1,524	1,454
利用割合		67.3%	66.3%	67.1%	68.2%	69.1%
うち早期保育		710	714	682	685	617
利用割合		28.7%	29.3%	29.3%	30.7%	29.3%
うち特別支援保育		113	107	95	121	122
利用割合		4.6%	4.4%	4.1%	5.4%	5.8%

相談件数は高齢者相談支援センターと障がい者相談支援センターの件数が大多数を占めています。



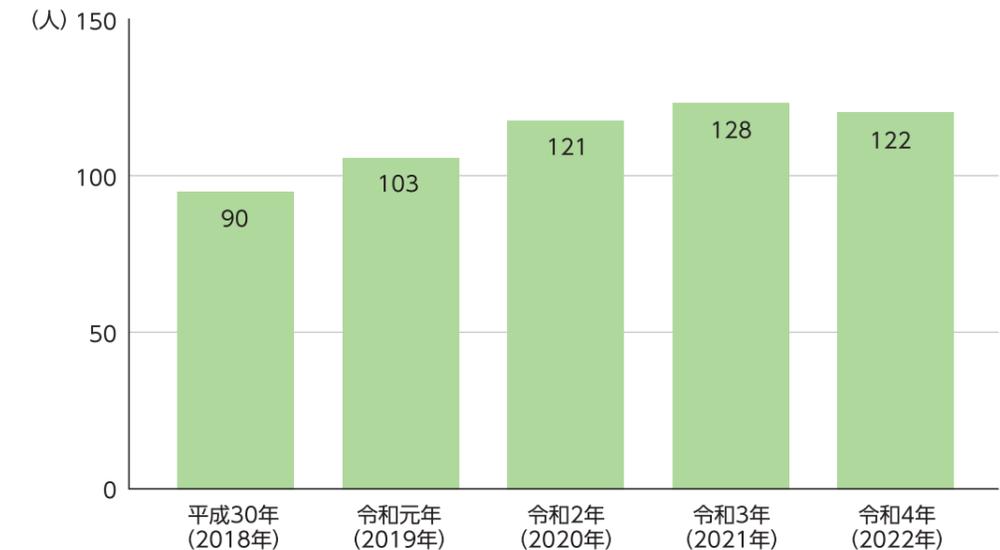
近年の虐待相談・通報総件数は、全体で220件前後を推移し、約6割が児童虐待に関する相談・通報件数となっています。

虐待相談・通報件数 ※各年度末時点、出典:社会福祉課、女性・子ども課、高齢者支援課



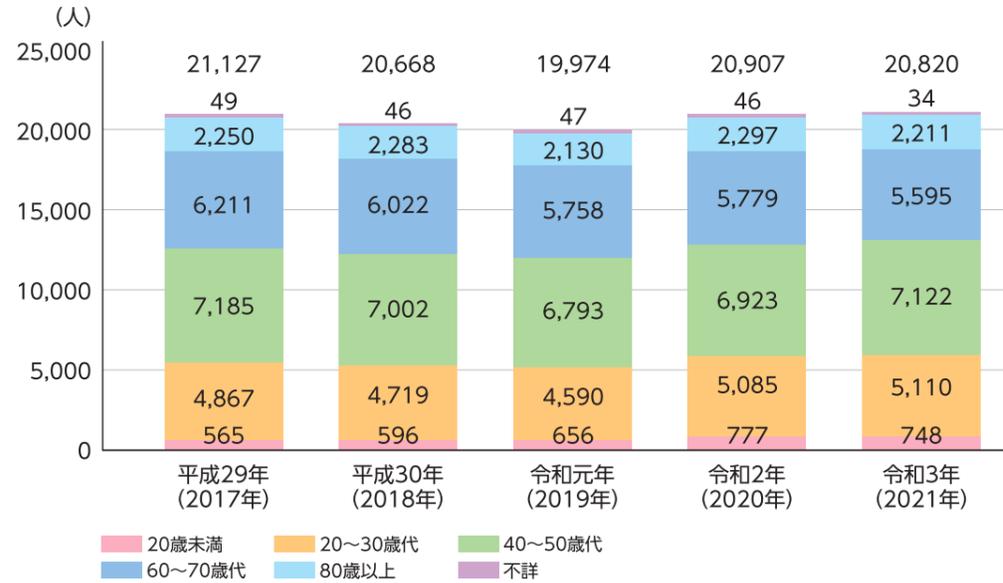
成年後見受任者数は令和2年（2020年）までは増加しており、令和2年（2020年）以降は横ばいとなっています。

成年後見受任者数 ※各年度末時点、出典:知多地域権利擁護支援センター

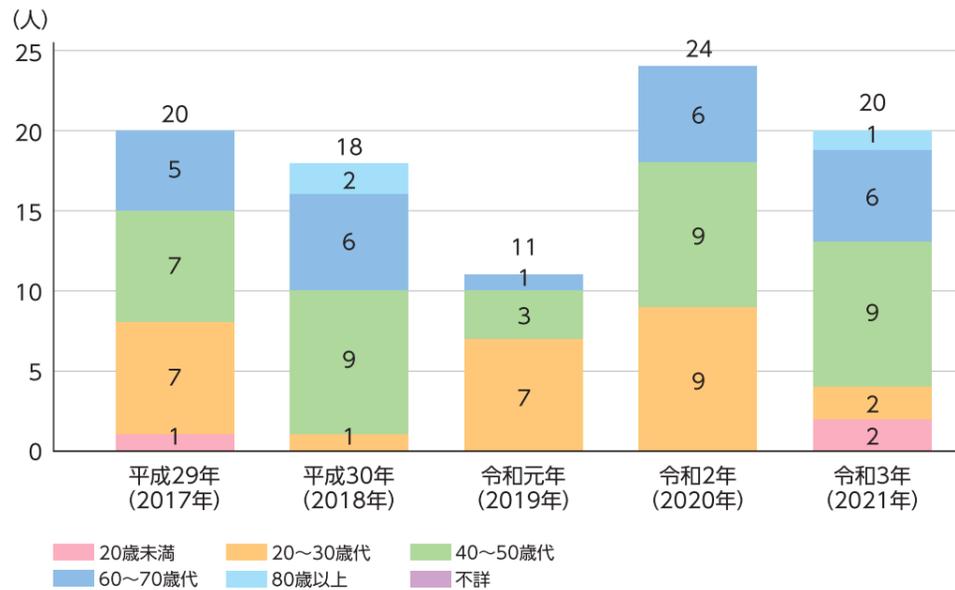


全国の自殺者数が微減した令和元年（2019年）は、東海市においても自殺者数が減少しています。

全国の年齢階層別の自殺者数 ※各年度末時点、出典：愛知県保健医療局健康医療部医療課

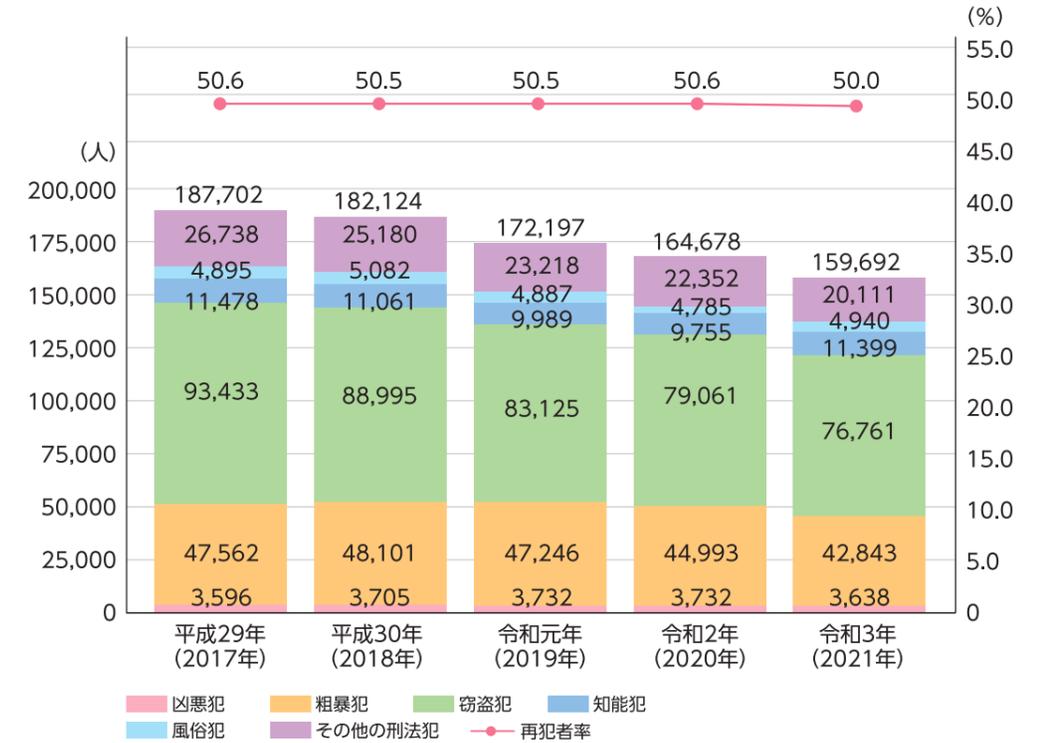


東海市の年齢階層別の自殺者数 ※各年度末時点、出典：愛知県保健医療局健康医療部医療課

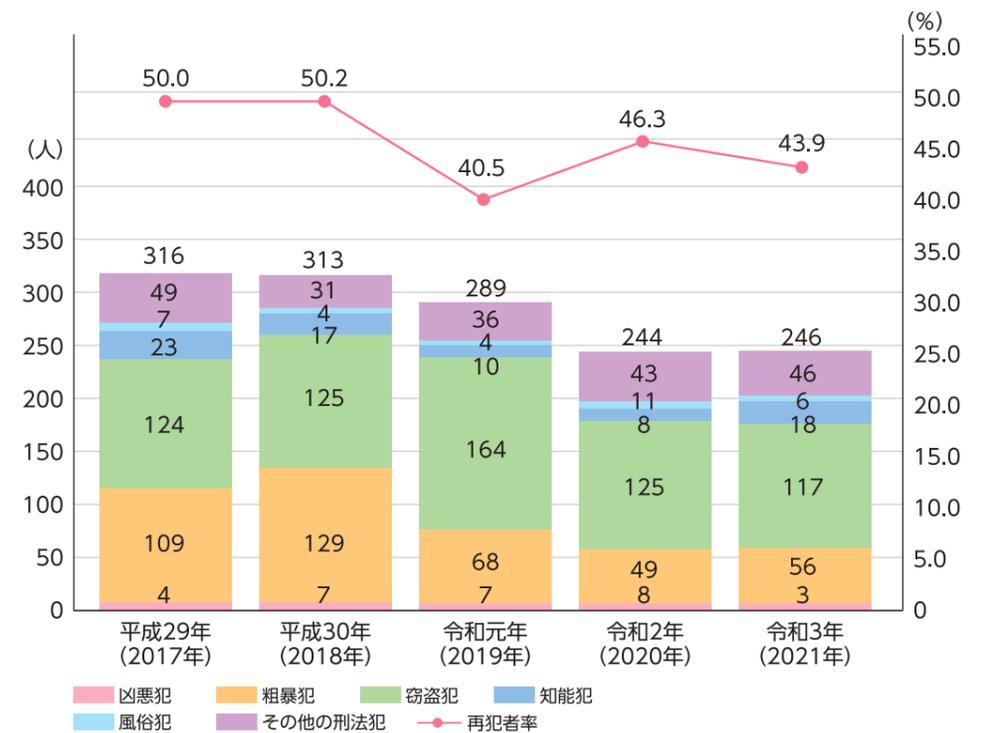


全国の刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯者率は横ばいとなっています。東海警察署管内においても刑法犯検挙者数は減少傾向にありますが、再犯者率は年によりばらつきが見られます。

全国の刑法犯検挙者数、再犯者率 ※各年12月末時点、出典：法務省名古屋矯正管区更生支援企画課



東海市の刑法犯検挙者数、再犯者率 ※各年12月末時点、出典：法務省名古屋矯正管区更生支援企画課



2 地域の捉え方

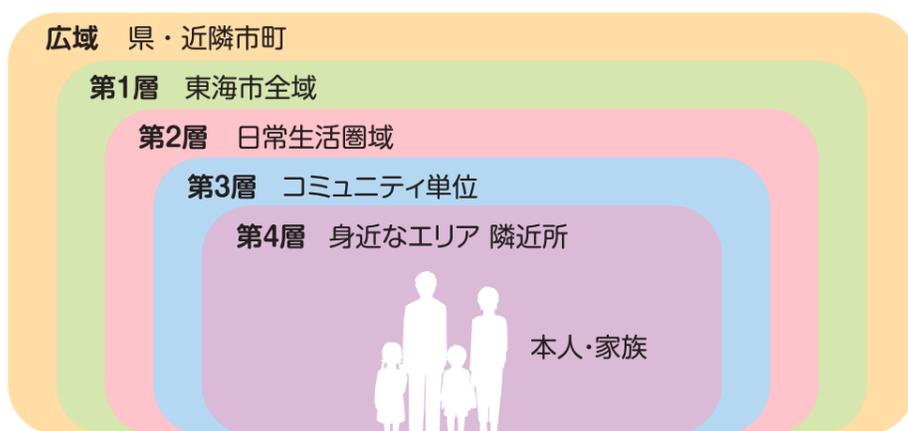
地域生活課題やニーズは多様化しており、その内容に応じて必要なエリアにより支援していく必要があります。ここでは、市全域を第1層とし、第2層、第3層、第4層と地域を重層的に捉え、本人や家族を中心にそれぞれの圏域での活動を位置づけ、地域福祉の向上に努めます。

本市では、第3層を12の小学校区であるコミュニティ単位とし、第4層の町内会・自治会等とネットワーク化を図り協働して活動しています。住民主体の活動は、第3層、第4層単位での活動が中心となる一方、介護保険事業所をはじめとした保健・医療・福祉機関等や民間事業所等は、第3層より広域で活動していますが、第3層のエリアによっては数が少ないケースもみられます。

このため、国が示す第2層の日常生活圏域は、概ね中学校区としていますが、本市においては、第3層であるコミュニティ単位を基本とし、コミュニティが複数の協議体にわかれなことを前提に、5圏域に設定しています。

なお、本計画において「地域」とは、特に指定がない場合は、市全域を指しています。

地域福祉圏域 (地域の層)について



福祉圏域	活動など
広域 他市町連携・広域サービスなど	●他市町と連携し、公的サービスを提供 知多保健所、知多北部広域連合、知多福祉相談センター、知多地域権利擁護支援センターなど
第1層 福祉サービス、介護保険など	●市全域を対象とした施策の企画・調整、公的サービスを提供 市役所、市社協、子育て支援センターなど
第2層 相談支援など	●専門職等の配置 高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員など
第3層 地域活動、交流など	●地域活動の基盤 コミュニティ(シニアクラブ、子ども会、PTAなど)
第4層 見守り、居場所など	●身近な集いの場、見守り活動など 町内会・自治会、班、組、サロンなど

3 計画策定に向けた市民の声

本計画策定に向けて、福祉関係の会議や団体に属している市民の皆さんから、下記のとおりご意見をいただきました。

窓口について

どこに相談に行ったらいいのかわからないことがあるので、窓口をわかりやすくしてほしいな

日常生活支援

ごみ捨てや電球交換など、日常のちょっとした困りごとなど助け合えるしくみがあるといいな

人材の確保

福祉に関わる人材が不足しているので、そういう部分も考えてほしいな

理解促進

障がいや認知症などについて、きちんと理解しておくことが大切だと思う

福祉教育の大切さ

子どものうちからしっかり福祉教育を行ってほしい

ボランティア

ボランティアとして自分にできることがあったらやってみたいな

つながり

気軽にあいさつをしたり、つながりが感じられるような地域になるといいな

気軽に集える場所

多世代で気軽に集える場所が、身近にあって、誘いあいながら行けたらいいな

日ごろから気に掛ける関係

災害に備えて、日ごろから隣近所で助け合えるよう、気にかけると良いな

高齢者のこと

孤立死などの課題もあるので、一人暮らしの高齢者への対応を考えていって欲しいな

家族介護者への支援

支援や介護が必要な人だけでなく、その家族に対しても応援してもらえたらいいな

移動の課題

運転免許証を返納しても安心して買い物や通院ができるといいな

情報提供

デジタルを利用しながら、いろいろな情報が市の方から流れてくるといいな

途切れない支援体制

年齢などで区切るのではなく、支援が途切れずに続いていくといいな

乳児の預かり先

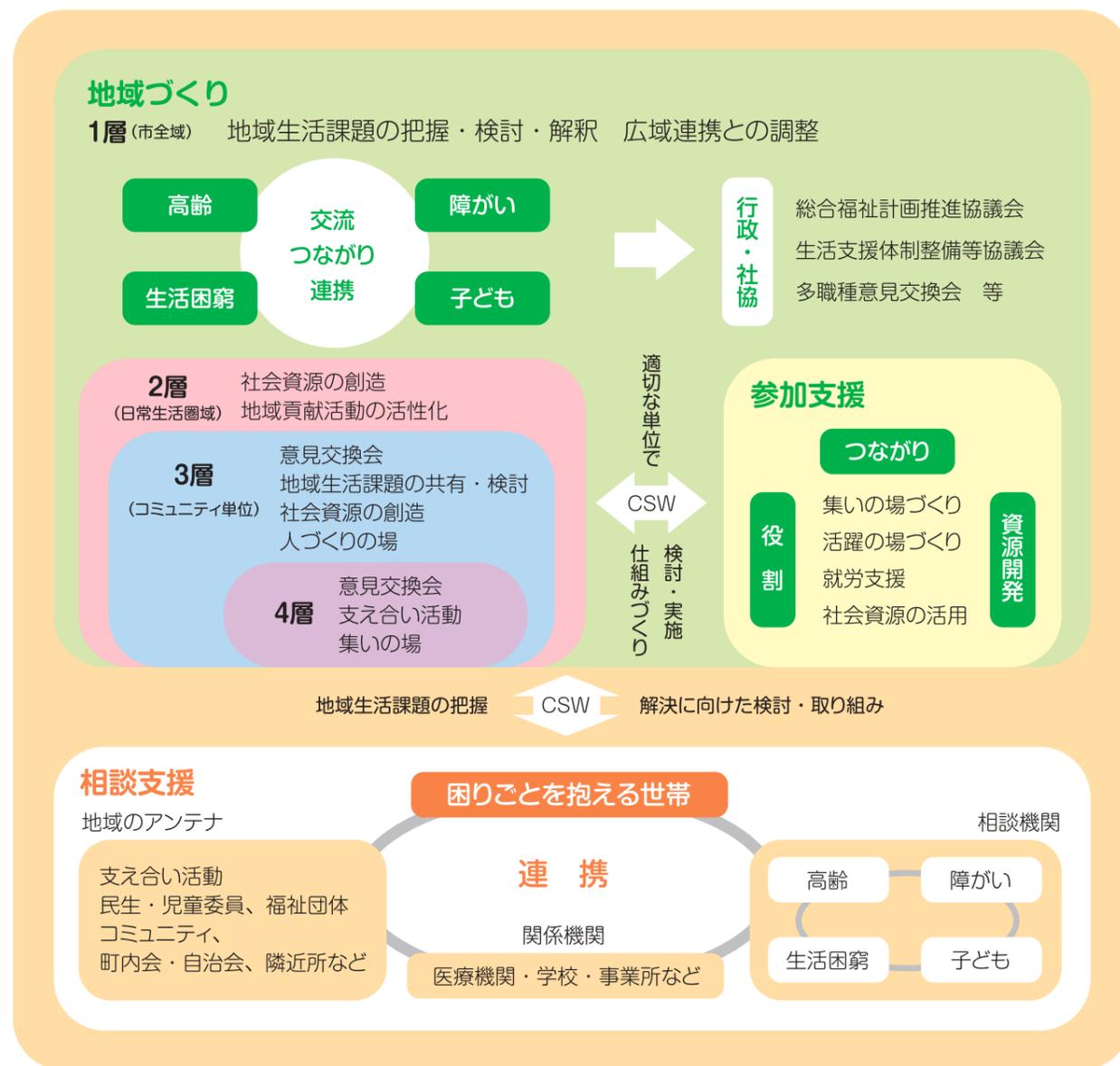
乳児を預かってもらうところがないので、預け先があるといいな

支援体制

診断が出るか出ないかの頃から支援につながってもらえるといいな

4 包括的支援体制イメージ図

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



地域住民や関係機関が、困りごとを抱える世帯を見つけた時に、相談機関につなぎ、連携しながら相談機関が本人や世帯のアセスメントを丁寧に行い、課題解決に向けた調整を行います。場合によっては既存のサービス等では対応できないこともあるので、その場合はコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が中心となって地域資源の開発を行い、参加に向けた新たな地域資源の創出に関する働きかけを行います。

この働きかけは、課題に対して適切なエリアがありますので、第1層を単位として行うものもあれば、第4層で行うものもあります。

本市ではこのように包括的支援体制の整備を進めていきます。

3 施策の展開

基本目標 1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている



背景

地縁組織の加入率が年々低下し、地域のつながりが希薄化してきています。職場・家庭・地域で人々が関わり支え合う機会の減少や、新型コロナウイルス感染拡大後の交流・見守りの場や相談支援を受ける機会が減少したことで、いわゆる「社会的孤立」の問題が顕在化・深刻化しています。相談支援の現場でも、「8050問題」や、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」といった複合化・複雑化した課題をもつ世帯が増加傾向にあり、従来のように、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の相談支援では対応が難しくなってきました。

このような社会情勢に対応するため、法では、包括的支援体制の構築が規定され、具体的な手段として重層事業が創設されました。この重層事業では、既存の分野にとられず、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に重層的に行うことで、誰一人取り残さない地域社会を構築していくものです。構築に向けて、地域住民等の協力は不可欠です。

そこで基本目標1に「誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている」を掲げ、重層事業の取り組みを活かしつつ、福祉教育などを実施しながら担い手の育成やつながりの再構築を目指し、地域住民、地域の事業所、市社協と一緒に、包括的な支援体制の構築を推進していきます。



施策の評価項目

施策① 気軽に相談できる体制を強化します

評価指標		基準値	5年後	10年後
福祉に関する相談先を知っている人の割合	市民意識調査	59.1%	64.0%	68.9%
生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	市民意識調査	81.2%	85.5%	89.8%
相談マーク（ピンバッジ）の配布数	業務取得	294個 (R5.10月末現在)	3,300個	4,000個

施策② コミュニティの中で支え合える体制を整備します

評価指標		基準値	5年後	10年後
地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合	市民意識調査	34.6%	40.1%	45.6%
地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	市民意識調査	14.8%	21.7%	28.6%
1年間に地域別意見交換会に参加した人数	業務取得	381人	820人	1,560人

施策③ 一人ひとりの生活について考える機会を増やします

評価指標		基準値	5年後	10年後
地域生活課題に関わるサポーター数	業務取得	241人	335人	430人
1年間に福祉教育を受講した人数	業務取得	9,221人	12,000人	15,000人

施策① 気軽に相談できる体制を強化します



現状

これまで、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の根拠法で位置づけられた専門的な相談機関がそれぞれ、分野における相談機能を担っていました。しかしながら、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援は、単一の分野で対応することが難しく、それぞれの分野が連携し合いながら、支援を推進していく必要があります。

また、福祉分野のみの連携ではなく、在宅療養をしている高齢者や、医療的ケアが必要な障がい児者などは医療分野との連携も必要です。

重層事業の実施に伴い、既存のそれぞれの分野における相談支援ではなく、分野を超えて相談支援を行うことが求められ、本市においても取り組みを推進していますが、より一層、連携強化をしていく必要があります。

さらに、包括的支援体制の構築では、専門職のみの連携ではなく、地域住民や、地域の事業所とも連携し、「困った」「助けて」という声をあげやすい地域社会を作っていくことが重要です。

方向性

身近な相談機関を知り、一人で抱え込まず相談ができるよう、担当窓口の周知や相談がしやすい環境をつくり、身近な場所で相談を受けることができる体制を構築していきます。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
身近な相談機関を知り、ひとりで抱え込まず相談します。	気軽に相談できる環境をつくり、関係機関と連携を図りながら、解決に向けて情報提供や支援を行います。	相談機関として、個人や地域に対し、気軽に相談できる体制を整備します。	相談機関の周知を行い、相談支援体制を整備します。

推進項目 1-1 包括的に世帯全体を受け止める相談支援体制を整備します

現状・課題

これまで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮と分野別の相談支援体制を構築してきましたが、令和3年度(2021年度)から重層事業の実施に伴い、分野横断的な相談支援体制を整備しています。

しかし、制度の狭間にある場合や相談者・世帯に複数の課題がある場合は、どの相談窓口に行けば良いかわからないという声も聴かれました。この重層事業では、分野を超えて断らない相談を実施するとともに、参加支援、地域づくりを一体的に実施することが柱とされており、その機能を十分に展開できるような取り組みが必要です。

重層事業を充実させ、市民に対して相談窓口の周知を行い、分野を問わずに相談を受け止めるとともに、必要な機関と連携・協力して課題解決に向けて支援会議などによる検討を始めていますが十分とは言えません。

取り組み

重層事業を活用し、分野を問わず相談を受け止めることができるような相談員の確保・資質向上や、相談窓口の明確化に努めます。

また、制度の狭間にある人や世帯を支援できるよう、引き続きそれぞれの機関が連携し支援できるような体制整備に努めます。

- 主な事業 ●
- 地域包括支援センター設置事業 ● 障がい者相談支援事業 ● 生活困窮者自立支援事業
- 利用者支援事業



相談窓口マーク



相談をつなぐ人のマーク

福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐ人と窓口の目印として作成したシンボルマークです。

推進項目 1-2 地域の中で気軽に相談できる環境を整備します

現状・課題

本市では、第3層のコミュニティを中心として、身近な地域における支援体制の整備を進めていますが、人口や年齢構成や社会資源の違いなど、コミュニティごとに地域特性がありますので、それぞれの地域に合った仕組みが求められています。

また、相談内容によっては、市全域で取り組んだ方が良いこともあれば、住んでいる地域ごとに取り組み解決した方が良い場合もあります。さらに、相談機関を知っていても、その相談機関まで出向くことが難しい場合もあります。

本市においても、包括的支援体制の構築に向け、市民にも相談先の案内をしてもらうことを期待していますが、キーパーソンとなるCSWの配置を行うことで、より一層、地域の状況に合った支援体制を構築していく必要があります。

取り組み

コミュニティを中心とした地域運営体制づくりの進捗状況等にあわせ、順次CSWを配置し、地域の中で相談に応じられる体制を構築していきます。また、関係課や関係機関とも連携し公共施設等に共通の相談マークを掲示するとともに、その周知をはかり、地域の民生委員・児童委員や事業者と連携し、地域で気軽に相談ができる体制を整備していきます。

なお、相談支援は待っているだけでなく、必要に応じて相談員が出向くなどアウトリーチも行っています。

● 主な事業 ●

- 重層的支援体制推進事業
- 民生委員活動支援事業

推進項目 1-3 多職種がつながり合う相談支援体制を整備します

現状・課題

誰もが希望する地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするために、住み慣れた自宅等の住まいを中心として、医療・介護、生活支援等の必要なサービスが受けられることが理想です。また、高齢化の進展や高齢者の単身世帯も増加しており、要介護認定率は年齢が上がるにつれ上昇することから、医療と介護の複合ニーズを持つ方が一層多くなることが見込まれています。

本市でも、平成26年度（2014年度）から地域包括ケアシステムにおける取り組みを推進し、医療と介護の連携を含め、多職種がつながり合う相談支援体制の構築を推進してきました。また、デジタルツールである「東海へいしゅうくんネットワーク」を導入・活用し、本人を核として専門職がつながり合える体制を構築しています。このツールは、高齢者のみに特化しているものではなく、医療と福祉を連携するツールとして、全世代での活用が期待されます。

医療的ケアが必要な障がい児者や、精神障がい者においても、医療と福祉の連携は密に行い、相談支援の体制整備を推進していく必要があります。

取り組み

今後も「東海へいしゅうくんネットワーク」を支援関係者の連携ツールとして利活用していきます。また、多職種によるケアカンファレンスなどの研修会において事例検討を行い、多職種連携についての学びを深めます。

医療的ケアが必要な障がい児者や精神障がい者等についても、地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携を深めていきます。

また、使いやすいシステムとしていくためにデジタルツールについての研修などを行います。

● 主な事業 ●

- 在宅医療・介護連携システム運用保守
- 在宅医療・介護連携サポートセンター設置事業

施策② コミュニティの中で 支え合える体制を整備します



現状

これまで、地域において地域住民が助け合って生活し、災害発生時における地域の安全・安心が確保されてきました。しかし、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者等がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者等が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年(2021年)4月1日から施行されています。これにより、定年退職の年齢が60歳から70歳まで引き上げや、定年制の廃止など、高齢者等の就業機会の確保が求められています。

このような中、全国的につながりが希薄化し、町内会・自治会等の役員を担う人材は減り、地域力が低下する傾向にあります。本市においても、地縁組織が減少していること、また市民ニーズが複雑化・多様化していること等から、様々な地域生活課題について、今後行政のみで対応することは困難となるため、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとして位置づけ、協働・共創のまちづくりを推進することとし、平常時の見守り活動のみではなく、災害等の有事の際に、地域で支え合えるような体制づくりが必要となっています。

方向性

地域住民の交流の推進を始め、地域の特性、その強みや弱みを把握し地域福祉や防災等の様々な分野の地域生活課題について、各種団体等と連携・協力を強化し、主体的に解決できるよう、地域での話し合い等を行うことで仕組みづくりを推進していきます。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
様々な地域福祉活動に関心を持ち、自分にできそうな活動に参加します。	隣近所を中心とした助け合いや支え合い等を進めるとともに、地域生活課題の把握に努めます。	コミュニティの中で、地域生活課題の共有や解決に向けて、取り組める体制を支援します。	コミュニティを中心とした地域運営体制の構築を目指し、地域生活課題を各種団体等と連携・協力して解決する仕組みづくりを進めます。

推進項目 2-1 コミュニティの中で見守りや 支え合う体制を整備します

現状・課題

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市における単身者のうち、高齢者の割合は、24.6%という結果で、これは、単身者の約4分の1が高齢者ということになります。

また、地域において見守りや支え合いの役割を担っている地縁組織の加入率が年々低下しているため、本市ではコミュニティを中心とした地域運営体制の構築に向けた取り組みを推進しています。併せて市社協を中心に、地域別意見交換会を実施しています。これは、第3層であるコミュニティ単位を基本としておりますが、第4層など、より一層その地域に合った形での意見交換会を実施し、地域生活課題について地域住民と事業者、市が一緒になって把握し、その蓄積を行うことで、地域に必要な社会資源等についての検討を行っています。

この地域別意見交換会において、課題の収集は進んでいるものの、資源の開発や課題解決への取り組みは十分とは言えません。

取り組み

地域における見守りや支え合い活動は、地域性の違いがあることから、第3層を単位として行うものや、第4層単位で行うものがあり、それぞれに活動しやすい体制で進めていくことが大切です。また、その体制づくりに向けた話し合いも、主に関係機関が話し合うもの、関係機関と地域住民がともに話し合うもの、地域住民が中心となって行うものがあり、主に市社協に配置しているCSWを中心に、今後も継続して実施します。

- 主な事業 ●
- 重層的支援体制推進事業 ● 民生委員活動支援事業 ● 地域支え合い体制づくり事業

〈地域別意見交換会〉



推進項目 2-2 福祉に携わる人材を育て活躍できるように支援します

現状・課題

少子・高齢社会の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれており、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保が重要です。また、福祉サービスのみならず、地域においても定年延長や女性の就業促進などにより、地域活動を担う新たな担い手が不足しています。

核家族化や単身者世帯の増加などにより、かつて家族で担っていた介護等の「家族機能、がうまく機能しなくなり、家族機能が社会化されてきている今、ニーズに対応できるだけの福祉人材の確保と活躍の場が担保されていません。

取り組み

福祉に携わる人材としては、ボランティア要素の高いもの、仕事として担うものがあります。

福祉の分野は多岐にわたりますが、まずはその活動に興味を持ってもらうことが大切です。市と市社協では、ボランティア養成講座を開催し、福祉を身近に感じてもらい、自分にできることを見つけてもらい、活躍できるように支援しています。

しかし、福祉サービスの担い手不足への対応や質の向上については、引き続き検討していく必要があります。

● 主な事業 ●

- 障がい者地域生活支援事業（手話奉仕員養成講座開催）
- 認知症地域支援・ケア向上事業

〈手話通訳者養成講座〉



〈地域活動の様子〉



施策③ 一人ひとりの生活について考える機会を増やします



現状

私たちの生活は、人それぞれ違い、文化や年齢、得意なこと不得意なこと、好きなことや嫌いなことなど、それぞれの生活スタイルがあります。

令和4年度（2022年度）に実施した高齢者実態調査では、今後の心配なことについて「病気」や「認知症」を挙げている人が多く、加齢に伴う疾患や認知症について、早くから正しく学んでおく必要があります。また、多様性の観点からも、障がいや国籍などの差別をすることなく、お互いを認め合えるよう、学んでおくことが必要です。

本市では福祉教育やサポーター養成講座を通じて、障がいや認知症などについて学ぶ機会を創出しています。

方向性

お互いを尊重し地域で安心して暮らしていくことができるよう、福祉教育を充実させ、障がいや認知症などについて継続して学ぶ機会を作っていきます。

役割分担			
市民	地域・団体	社協	行政
障がいや認知症などについて正しく学びます。	お互いを認め合いながら、得意なことを活かせる機会をつくります。	子どもから高齢者、障がい者まで、お互いのことを理解し、ともに生活しやすい環境を支援します。	障がいや認知症などを正しく学ぶ機会をつくり、自分のことを自分で決めていくことができるよう支援します。

推進項目 3-1 お互いを尊重し正しく理解する機会を増やします

現状・課題

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は全国的に増加しています。国では、令和5年（2023年）6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進することが記載されています。これは、認知症に関する正しい知識や理解を深め、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人の尊厳が守られ、活動への参加等で個性を活かすだけでなく、認知症の人やその家族も安心して自分らしく暮らし続けることができる社会を理念としています。

地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らすことは認知症に限ったことではなく、障がいやひきこもりについても、同じことが言えます。そのため、本市においてもお互いを尊重し、正しく理解するための取り組みが必要です。

取り組み

障がいや認知症などについて、正しく理解するため、出前講座を実施していきます。そして認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての理解を深めていきます。また、フォーラムなどを実施することで、広く市民にも知ってもらい、身近に感じてもらうよう、取り組みを行います。

このように、障がいや認知症、ひきこもりなど、正しく理解し対応について学ぶことで、地域における理解が深まることは、「共生」に向けて必要なことだと言えます。これは、災害等の有事の際に備える意味でも必要なことです。

- 主な事業 ●
- 認知症地域支援推進事業 ● 認知症地域支援・ケア向上事業 ● 障がい者理解促進事業

〈認知症サポーター養成講座〉



推進項目 3-2 思いやりの心を育む機会を増やします

現状・課題

福祉教育は、福祉や人々の暮らしについての関心を高め、地域の課題を知り、必要な知識を身につけ、考え、行動する力を養うことを目的として行われています。また、子どもを対象とした学校教育のみではなく、子どもから高齢者まですべての方が対象となります。

福祉教育を通して、福祉を身近に感じ関心を寄せ高めることで、地域において地域生活課題の発見や解決に結びつけることも可能となります。そして、お互いの違いを認め合い、相手を思いやることで、共生が可能となります。

本市では、市社協を中心に実施しているボランティア養成講座や市内の学校等で行っている「ボランティア・福祉体験教室」などを活用しながら、福祉教育を実施し、福祉やボランティアに関する理解を深めています。

しかしながら、子どもたちへの開催状況に比べ、地域や市民に対しての機会が少ないことから、そのような場を増やす取り組みが必要です。

取り組み

本市では、子どものうちから福祉を身近に感じてもらえるよう、また教育現場でも気軽に活用し、福祉に触れてもらえるよう、本計画の概要をマンガ版として作成します。

また、引き続き市社協を中心に、認知症サポーター養成講座や市内の学校等で出前講座を実施していきます。

● 主な事業 ●

- 人権擁護委員活動支援事業 ● 福祉教育

推進項目 3-3 誰もが意思や意向を発信できる機会を増やします

現状・課題

認知症や障がいなどにより、自分で色々なことを判断したり決断したりすることが難しくなる場合があります。認知症では症状の進行がありますので、以前はできていたことが難しくなり、本人が受容できず今後の不安を抱えている場合もあります。その場合、相談員や家族、医療・福祉の関係者が、本人の代弁者として、本人に寄り添いながら、本人と一緒に意思や意向を発信していけるようにする必要があります。

意思決定支援については、医療・福祉分野で分野ごとのガイドラインが出されていますが、共通しているのは、本人が自らの意思に基づいて意思決定をすることが書かれています。認知症の進行などにより、本人が判断をすることが難しくなった場合でも、本人の感情は残っているとされており、家族等の関係者が、推定意思を尊重しながら代理で意思決定を行うことが必要です。

本市でも、「私とわたしの大切な人のためのノート」を作成し、自分の考えや気持ちを伝えるための取り組みを推進していますが、このような取り組みは、まだ十分に浸透していないと言えます。

取り組み

自分の考えや気持ちを伝え、自分のことを決めることができるように、「私とわたしの大切な人のためのノート」の活用を進めます。認知症や障がいのある人が、自身の希望や必要としていること等を話し合う本人ミーティングや、ピアカウンセリングを通して、自分の思いを発信できるような機会も創出していきます。家族や支援者の都合で判断をすることがないよう、意思決定支援に関するガイドラインに基づいて、本人にとって何が最善であるか話し合い、方針を決め、必要に応じて支援を行います。

また、地域住民や事業所等に対し講演会等を開催し、意思決定支援の大切さについて啓発していきます。

● 主な事業 ●

- 認知症地域支援・ケア向上事業 ● 成年後見利用促進事業負担金

基本目標 2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している



背景

国では、地域共生社会の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割を持ち、世代や背景を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、それぞれ役割を持ち支え合いながら、自分らしく暮らしていく取り組みを推進しています。例えば、認知症になっても、得意な家事を地域の食堂で行ったり、障がいがあっても体力に自信があれば高齢者の代わりに買い物の荷物を持つといった取り組みがあり、ハンディキャップがあっても役割を持つことでやりがい生まれ、いきいきと暮らしていくことができます。そのためには、お互いを尊重し、認め合うことが必要で、それにより権利擁護の意識が生まれ、命の大切さを感じることができます。

また、安心して暮らすためには、お互いを知ることのみではなく、サービスを充実させたり、災害等の有事の際に備えて、日ごろから準備をしておくことが大切です。

そこで基本目標2に「一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している」と掲げ、一人ひとりの生活について考える機会を創出し、自分が心地よいと思う場に参加したり、安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や災害時等に備えた体制整備を推進していきます。



施策の評価項目

施策④ 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します

評価指標		基準値	5年後	10年後
1年間に地域住民から相談がつながった件数	業務取得	114件	300件	400件
1年間に権利擁護に関わる講演会・研修等の参加人数	業務取得	62人	170人	250人
本市における自殺死亡率	業務取得	13.2	11.2	9.2

施策⑤ すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします

評価指標		基準値	5年後	10年後
障がい者が社会参加できていると感じている人の割合	市民意識調査	37.2%	42.2%	48.2%
社会参加・交流をしている高齢者の割合	市民意識調査	37.8%	44.2%	50.6%
民間との連携により福祉活動を実施している事業所等の数	業務取得	8カ所	44カ所	66カ所

施策⑥ 安心して生活できるよう身近な場所で支援します

評価指標		基準値	5年後	10年後
障がい者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民意識調査	47.1%	51.8%	56.6%
高齢者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民意識調査	55.8%	59.4%	63.0%
避難行動要支援者個別避難計画の作成率	業務取得	61.6%	70.0%	90.0%



施策④

市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します



現状

近年では、全国的に単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれており、本市においても例外ではありません。職場・家庭・地域で人々が関わり支え合う機会の減少や、新型コロナウイルス感染拡大後の交流・見守りの場や相談支援を受ける機会が減少したことで、いわゆる「社会的孤立」が更に増加しました。

国では令和3年度(2021年度)に「孤独・孤立対策重点計画」を策定し、支援を求める声を上げやすい社会にすることや、切れ目のない相談支援につなげること、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うことが明記されています。

社会的孤立は、特別な人が陥るものではなく、何かのきっかけで誰にでも起こりうることであり、またその状態が進むと自殺や孤立死、ひきこもりや虐待といった事象が起きやすいため、地域における「つながり」の重要性が言われています。

本市においても、この社会的孤立の解消に取り組み、市民の権利擁護を支援する必要があります。

方向性

社会的孤立とならないよう日ごろからつながりを持てるような地域づくりを進め、困ったことや変化に気づいた時に相談しやすい環境を整え、必要な情報の提供や助言が行えるような体制を整備します。

また、本人の権利擁護に取り組み、必要に応じて成年後見制度等の利用につなげるなど、誰も取り残さない地域となるような取り組みを推進します。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
虐待や権利侵害について学び、近くに望まない孤立の人がいないか気を配ります。	身の周りで権利侵害が起きたり孤立している状況を把握した時に、相談窓口にご相談(通報)します。	すべての市民が意思を尊重された生活ができるよう支援し、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について整備します。	すべての市民が自ら意思決定できるよう支援すると共に、様々な事情で暮らしに困っている市民の把握につとめ、つながり続けるための支援体制を整備します。

推進項目 4-1

社会的孤立を防ぐため社会とつながることができるよう支援します

現状・課題

本市では、令和3年度(2021年度)に、「くらしと交流に関する調査」を実施しました。この調査は、「8050問題」や「就職氷河期世代の支援」などの社会的な課題に対応するため、市内のひきこもり状態の方の現状及び傾向等を把握し、今後のひきこもり施策に反映させていくための基礎資料とすることを目的に実施したものです。

この調査からは、外出頻度の低い方は、外出頻度の高い方に比べて悩みごとを抱えている方が多く、相談窓口としても「自宅での相談」を希望されていることが多いという特徴が見られました。そのため、地域に開かれている相談窓口のみでなく、アウトリーチを通じて相談を受け付ける必要があります。

なお、近年では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、職場・家庭・地域においても、人々が関わり支え合う機会が減少しています。孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうることであり、本人だけの問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題と言えます。そのため、人と人とのつながりを実感できる環境を整えていくことが重要です。

取り組み

本市では、「ほっとプラザ」を中心に、ひきこもり状態のある方とその家族の支援、見守り・交流が可能となる居場所の提供を行っています。また、分野を問わず受け止める相談支援体制や、既存の会議を活用した孤独・孤立対策地域協議会の中で、本人やその家族の目線や立場に立ち、切れ目のない支援体制を構築し、相談対応を行っています。

相談に来られない方に対しては、訪問による相談の受付や、メールまたはSNSなどを活用しながら、本人のタイミングで相談を受けられる体制を構築していきます。

● 主な事業 ●

- ひきこもり支援センター設置事業 ● 就労準備支援事業

〈ほっとプラザでの内職作業〉



推進項目 4-2 虐待を防止し権利擁護の体制を整備します

現状・課題

虐待は、複数の要因が複雑に絡み合って起こります。介護負担や意思疎通の難しさ、経済的な貧困など要因は様々で、困った時に声を上げることができる環境を作っていくことが必要です。また虐待においては、権利侵害が起きており、権利擁護の視点が大切です。

権利擁護とは「なんらかの事情によって、自分の思いや考えを他の人に伝えることができず、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人々を支援する活動」と言われており、その根底となる意思決定について、代弁者となりうる人や機能が必要です。国でも地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制づくりについて、権利侵害の回復支援と意思決定支援を両輪として位置づけ、取り組みを推進しています。

そのため、虐待の防止に向けて、本人や家族が自分の思いや考えを伝えやすい環境をつくり、また判断能力が低下してきた時には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用などを行い、本人の代弁者として支援する必要があります。

取り組み

本市では、東海市障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会を設置し、関係機関とのネットワークを形成し、虐待の要因分析等を行い、虐待の早期発見及び対応、並びに発生防止の体制づくりについて検討します。また、相談支援体制を充実させ、何か不安なことや心配なことがあれば声を上げやすい環境を整備していきます。

なお、判断能力の低下により、金銭管理や契約行為が難しくなってきた場合には、市社協や特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター（以下、「権利擁護支援センター」という。）と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用ができるよう支援体制を整備します。

- 主な事業 ●
- 障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会設置事業 ● 障がい者等虐待防止啓発事業
- 成年後見利用促進事業負担金

推進項目 4-3 命の大切さを学び本人や周りの人を支えます＜自殺対策計画＞

現状・課題

平成18年（2006年）10月に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が推進されてきた結果、3万人台から2万人台に減少したものの、令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回りました。特に小中高生の自殺者は増加傾向となっています。

令和3年（2021年）8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答していることから、自殺は誰にでも起こりうる危険性があります。

そのため、自殺を精神保健上の問題のみでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があり、その多くが追い込まれた末の死であると捉え、自殺対策として生きることの支援を包括的に行っていく必要があります。

本市においても、令和4年（2022年）現在の自殺死亡率は、人口10万人あたり13.2となっていますが、9.2以下となるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない東海市」を目指し、以下の取り組みを推進していきます。

取り組み

これまで、本市では自殺対策として、各種相談事業や人材養成研修等を行ってきました。今後も引き続き、様々な分野と連携し、相談支援を実施することで地域におけるネットワークの強化を図ります。また、自殺リスクの高い人の早期発見・対応のため、自殺や関連事業等に関して正しく理解できるよう普及啓発を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、想いに寄り添いながら伴走し、必要な支援機関等につなぐことのできる人材の養成を進めます。

また、自己肯定感を高める等、他者との信頼関係の回復に向けた取り組みや経済的な支援などを行い、自殺リスクを低下させ、誰でもSOSが出しやすい環境整備を進めます。

- 主な事業 ●
- 地域自殺対策強化事業 ● 各種相談支援事業

推進項目 4-4 再犯防止や更生に向け支援します
 <再犯防止推進計画>

現状・課題

国は、平成28年(2016年)12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体は、再犯の防止などに関して地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを定めました。国の統計では、2年以内再犯率は、高齢者が他の世代に比べて高く、また知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いと言われているため、伴走しながら支援をする必要があります。

県では、刑法犯認知件数は年々減少傾向にありますが、再犯者率(刑法犯検挙者に占める再犯者の割合)は47%前後を推移しています。こうした状況を踏まえ、県は令和3年(2021年)3月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰できるように支援することで、再犯者数を減少させていくことを目指しています。

本市においても、こうした国・県の動向にあわせて、地域住民の犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を図るため、保護司や刑事司法関係機関などと連携した取り組みを進める必要があります。

取り組み

本市では、様々な分野間の連携を図りつつ、福祉サービス等へのアクセスが困難である人や複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、伴走しながら相談支援を行い、また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域となるよう啓発を進めていきます。

● 主な事業 ●

- 保護司活動支援事業 ● 更生保護女性会活動費補助事業 ● 各種相談支援事業
- 生活困窮者就労支援準備事業

ふだんの 高齢者や障がい者、子ども
いろいろな人がいて

くらしの それぞれが自分らしく
生活して

しあわせ 心豊かに、毎日笑顔で
過ごしたいと願っています



ここなちゃん
Kokona chan

社会福祉協議会とは…
略称で『社協(しゃきょう)』と呼ばれています。

- 社協は社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされ
- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業と規定されています



施策⑤

すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします



現状

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。本市においても、障がいや疾病等にとらわれず、生活に身近な地域において住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち支え合う体制づくりを推進していく必要があります。しかし、何らかの事情で閉じこもりがちになったり、交流することが億劫になったりする人も存在しています。

そのため、人とつながる参加の機会として、本市でも誰もが活躍できるよう当事者団体の活動や体操、集いの場であるサロンなどの参加する場の選択肢はありますが、十分であるとは言えません。役割を持ち活動をするので、いきいきと暮らすことが可能となるため、参加しやすい場所で集い、仲間と交流しながら、支え手にもなり受け手にもなることができるような環境整備が必要です。

方向性

CSWがコーディネートし、事業所等と連携し自分の強みを活かして活躍できる場の創出やマッチングを行い、役割を持っていきいきと暮らせるような機会を増やしていきます。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
障がいや疾病、年齢にとらわれず、多様な働き方や参加ができることを知り、自分の役割を持ちます。	役割を持って気軽に参加できる居場所や機会を作ります。	強みを生かした活動の参加や、参加しやすい場所の開発について、地域とともに取り組みます。	就労や就労的活動についての資源開発を行い、参加しやすい場の整備を行います。

推進項目 5-1

仲間と一緒に地域活動ができるよう支援します

現状・課題

仲間と一緒に活動をする事の大切さは、すべての人にあてはまることです。地域活動や団体活動においては、一人では活動の継続が難しいかもしれませんが、仲間と一緒に活動することで、地域のつながりが強化されたり、地域生活課題の洗い出しが可能となり、継続性や発展性が生まれます。

また、何らかのハンディキャップを持つと、社会に出て集うということに消極的になるケースもあります。家に閉じこもりがちとなり、心身ともに健康ではなくなってしまいます。そこで、仲間をつくり一緒に活動に参加できれば、生きがいが生まれ心身ともに健やかに過ごすことができることが期待されます。レクリエーションや機能回復に向けた外出を行うなど、本人自身が楽しんで活動することは、重症化を予防し、持っている力を最大限に生かすことにつながり、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることが可能となります。

本市においても、仲間とともに地域活動ができるよう、引き続き支援する必要があります。

取り組み

シニアクラブや身体障害者福祉協議会などの当事者団体の活動に参加することで、仲間ができ生きがいの創出につながり、仲間と一緒にレクリエーションなどを楽しむことで、介護予防にもつながります。さらに、こういった仲間づくりの活動は、地域づくりにもつながっていくため、引き続き活動を支援していきます。

また、民生委員・児童委員や保護司などは、住民が地域で安心して暮らせるように地域の中での見守りや相談や援助活動を行っているため、市や市社協では、一緒になって地域活動を見守り、活動団体等を支援していきます。

● 主な事業 ●

- 身体障害者福祉協議会補助事業 ● 肢体不自由児者父母の会補助事業
- 手をつなぐ育成会補助事業 ● シニアクラブ活動補助事業
- 脳トレいきいき百歳応援事業（地域介護予防活動支援事業）

推進項目 5-2 身近な場所で気軽に集い 交流できる場を充実させます

現状・課題

令和4年度(2022年度)に実施した75歳以上の方を対象に実施した「高齢者実態調査」では、世帯の状況について、75歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみ世帯の割合が全体の50.2%と、約半数は高齢者のみで生活しているという結果でした。また、そのうち、家族以外との交流が、月に1回の関わりすらなく「特になし」と回答している人は約2割を超えており、孤立するリスクが高いと言えます。

本市では、市社協や地域住民が主体となって地域の公民館等を活用しながらサロン活動や健康体操を行ったり、市民館・公民館まつりなどで多世代が交流できる機会を作ったり、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加できるプログラムを行ったりしていますが、まだ十分とは言えない状況です。

また、高齢者や障がい者だけでなく、子どもや子育て家庭が安心して過ごせる場など、誰もが利用できる身近な居場所を充実する必要があります。

取り組み

年齢や障がいの有無を問わず、子ども、学生、子育て中の親、高齢者、生活困窮者など多様な人が、それぞれ関わりを持つようになる機能と場が求められおり、多世代が交流できる場やプログラムの整備を行うことで、誰もが参加できるよう働きかけていく必要があります。

そのため、CSWが中心となり、地域における資源開発を行っていきます。

- 主な事業 ●
- 地域活動支援センター設置事業 ● 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業

〈地域サロン〉



推進項目 5-3 民間等と連携し活躍できる場を 充実させます

現状・課題

地域には、暮らしている住民だけではなく、民間の企業や事業所、社会福祉法人などもあり、法では、市と社会福祉協議会、住民と事業者が相互に協力し合いながら地域福祉の推進をすることとしています。本市においても、市内の社会福祉法人からバスを借りて、買い物に行けない高齢者の買い物支援に利用するバスとして運行したり、地域の民間企業とも協働で認知症の啓発を行ったりして、活躍の場の提供や介護予防事業について検討をしています。

就労という側面では、障がい等の理由により一般就労が難しい場合は、ボランティアで就労体験に参加したり、高齢者で定年を迎えた後に、再度就労を目指す場合は、シルバー人材センターに登録することもできます。

このように、私たち一人ひとりが活躍できる場の創出は、民間等と連携をすることで、活躍できる場の選択肢が広がるため、民間企業等も地域の一員として、ともに考えることが大切です。

取り組み

市民のニーズに合った活躍の場を提供するためには、市と市社協のみではなく、福祉事業者を始め、民間企業との連携が必要です。

市と市社協は、地域の事業者等と一緒に、一人ひとりがいきいきと活躍できる場の提案ができるよう、運動教室や趣味の活動、ボランティアなど、多様な参加の場を把握し、必要に応じて開発・創出し、マッチングを行うなど、市民が活躍できる場を充実させていきます。

- 主な事業 ●
- 重層的支援体制推進事業 ● 障がい者地域就労支援事業 ● 認知症ケア・向上事業
- シルバー人材センター運営補助事業



施策⑥

安心して生活できるよう
身近な場所で支援します



現状

地域で安心して生活をするためには、暮らしを守るための福祉サービスの提供に加え、災害等の有事の際に助け合える関係性を構築することが重要です。

本市では、障がい福祉サービスや介護保険サービスのほか、本市独自の福祉サービスを提供し、本人や家族が地域で安心して暮らせるよう支援しています。また、災害時などに支援が必要な障がい者や高齢者には、避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画の策定を支援したり、市内事業者と福祉避難所に関する契約を締結しています。そして、市社協が中心となって、災害ボランティアセンター設置訓練などを行い、災害が起きた時に備えた人材育成を行っています。

また、本人や家族の負担軽減のため、各種医療助成制度の充実や各種手当など、必要な給付を行っています。

方向性

福祉サービス等を充実させ、医療費助成制度の充実や各種手当など必要な給付を行うことで、本人や家族の負担軽減ができるよう支援します。

また有事の際にも安心して避難できるよう、個別避難計画を整える必要があります。

さらに、近年高齢者の運転事故が課題となっていますが、すべての人が過度に自動車に依存せず、移動できる方法について検討を進める必要があります。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
日ごろから防災意識を持ち、支援が必要な人がいれば、気にかけて見守ります。	適切なサービス提供を行い、福祉サービスの情報を周知していきます。	支援が必要な方へのサービス提供や、見守る方への協力体制について支援します。	支援が必要な方に、必要なサービスが提供できる体制を整備します。

推進項目
6-1

福祉サービス等を充実させ本人や家族が
安心して生活できるよう支援します

現状・課題

福祉サービスというと、ホームヘルプサービスなど支援が必要な方への直接的な支援がイメージされますが、日常生活において必要な移動や動作等を確保するための補装具や日常生活用具などの購入費を補助する制度のほか、コミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援もあります。また、経済的な負担を軽減するための各種手当や医療費の助成などもしており、様々な福祉サービスの充実に向けて取り組みをしてきました。

今後も、ライフステージの変化に左右されることなく、本人や家族が、地域で安心して自分らしく日常生活を送るために、継続して一人ひとりに応じた福祉サービスの充実を図り提供する必要があります。

取り組み

サービスが必要な人に対して介護保険サービスや障がい福祉サービス、地域の特性に合わせて効果的・効率的に行う地域支援事業や地域生活支援事業がありますが、それらの事業を進めるとともに、福祉向上のため市独自の福祉施策や各種手当、医療費の助成などにより、在宅で安心して生活できるよう、継続して取り組みを進めます。

そして、親亡き後や身寄りのない方等の支援について、権利擁護支援センターと連携しながら、ニーズに対応できるよう検討を進めていきます。

● 主な事業 ●

- 障がい福祉サービス給付事業 ● 地域生活支援事業 ● 補装具購入費支給事業
- 援護扶助費支給事業 ● 配食サービス事業

〈福祉サービス〉



推進項目 6-2 気軽に外出できる支援体制を充実させます

現状・課題

移動に関する交通手段は、自動車の割合が高い状況にあると言えますが、自動車に頼らずに生活できるよう、道路のバリアフリー化を進めたり、公共交通機関等の交通手段の利便性の向上が求められています。

本市では、地域の公共施設や人が多く集まる公共性の高い施設をつなぐ市民の身近な足の一つとして循環バスがあり、また障がいなどがあり介護が必要な人には、福祉タクシー利用料の補助をしています。移動支援に関しての選択肢は少なく、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるように配慮し、気軽に外出できる支援体制を充実する必要があります。

取り組み

地域別意見交換会の中で、高齢者の移動ニーズとして挙げられるのは、買い物と通院でした。買い物については、市社協が地域と一緒に「買い物バス」の事業を行っていますが、すべての地域で実施できていないため、必要に応じて民間と連携を図りながら展開をしていく必要があります。しかし、通院については、個別性が高いため、今後も検討していく必要があります。

また、自動車の運転については、誰もいつかはできなくなることを予め考え、安全に運転ができるうちから、運転免許証の返納後の生活について考えておく必要があります。

- 主な事業 ●
- 福祉タクシー利用助成事業 ● 障がい者バス乗車運賃助成事業
- 高齢者循環バス利用促進事業

〈公共交通機関利用の様子〉



推進項目 6-3 災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が安心できる体制を整備します

現状・課題

令和3年(2021年)5月の災害対策基本法等の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、本市においても作成を進めているところです。優先度の高い避難行動要支援者については、概ね5年程度で作成に取り組むこととなっていますが、避難支援をより実効性の高いものとするためには、地域の協力が不可欠です。

平常時から地域の避難支援等の関係者に情報を共有できる名簿の登録者を増やし、個別支援計画の作成などを通して、普段からのつながりを深め、協力して避難支援の仕組みを作ることが大切です。計画を作ることが目的ではなく、計画作りをきっかけにしながら、主に第3層、第4層でのつながりを構築し、災害時に限った付き合いではなく、日常からお互いに見守りをしていることが、結果的に災害時の助け合いにつながっていきます。

本市の個別避難計画は、令和5年(2023年)6月1日現在、51.5%の作成が完了しております。

また、本市では福祉ニーズの高い方の避難を可能とした福祉避難所の設置も進めており、医療的ケアの必要な方にも対応できる避難所の確保が求められています。そして、災害ボランティアセンターの設置訓練を行っていますが、参加者が限られているため、多くの人に参加してもらいながら、災害に備えることが必要です。

取り組み

支援の必要な方が災害時に孤立しないよう、日ごろからの関係性を構築することが大切です。そのためのツールとして個別避難計画を作成し、万が一に備える必要があります。また福祉避難所についても、運営や運用について事業者と話し合い、対応を決めておく必要があります。

災害はいつ起きるかわからないため、日ごろからの関係性を構築できるよう、体制を整備する必要があります。

- 主な事業 ●
- 災害時避難行動要支援者支援事業 ● 備蓄用物品(食糧等)整備事業
- 災害支援ボランティア訓練事業

基本目標 3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている



背景

少子化や核家族化の進行、女性の社会的役割の増大、家庭・地域における支え合いの脆弱化などにより、子育て家庭の孤独感や負担感の増大に加え、児童虐待、ヤングケアラーや貧困など家族全体に関わる複雑化・複合化した課題が増え、子どもや子育てを取り巻く状況は深刻化しています。そのため、令和4年(2022年)に改正された児童福祉法(昭和22年法律第164号)と母子保健法(昭和40年法律第141号)では、令和6年度(2024年度)から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を合わせ持ち、すべての妊産婦と子育て家庭・子どもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が求められています。

本市では、これまで平成27年度(2015年度)に策定した東海市子ども・子育て支援事業計画などに基づき、安心して子育てができる環境整備に取り組んできましたが、今後はさらに、複雑化・複合化した課題に対応するため包括的な支援を視野に入れ、子ども分野だけでなく、行政、市社協、地域住民、事業所等とともに施策を推進することが重要です。

そこで、基本目標3に「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている」と掲げ、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的な支援を行うとともに、子どもの権利を保障し、適切な養育環境、経済的支援、人との関係性を育み豊かな経験ができる機会の充実などを通して、地域で支え合う環境づくりを推進します。



施策の評価項目

政策⑦ 子ども・子育て世代への支援を充実させます

評価指標		基準値	5年後	10年後
子育てがしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	86.4%	88.7%	91.1%
子育ての悩みについて相談する場を知っている人の割合	市民意識調査	46.9%	49.6%	52.4%
地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合(再掲)	市民意識調査	34.6%	40.1%	45.6%

政策⑧ 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます

評価指標		基準値	5年後	10年後
1年間のサポートプラン作成件数	業務取得	142件	185件	230件
発達に関する支援者研修受講者数	業務取得	374人	750人	1,000人
生活・学習支援の場の数	業務取得	4カ所	9カ所	14カ所

政策⑨ 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

評価指標		基準値	5年後	10年後
多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	64.5%	71.6%	78.7%
地域子育て支援拠点等における子どもの年間延べ利用者数	業務取得	79,312人	102,000人	122,000人
身近に子どもが安心して過ごせる場(家庭や学校を除く)があると思う18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	74.9%	79.7%	84.4%

施策⑦ 子ども・子育て世代への支援を充実させます



現状

平成28年度(2016年度)に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を進め、令和4年度(2022年度)には子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て家庭への支援に取り組んだことにより、健康課題や経済、就労、障がい、社会とのつながりや支援者の乏しさなど、様々な困難があることが明らかになってきました。また、子どもを中心とした地域における従来の関係性の希薄化や子育て世代への理解者の減少など、地域の子育て力の低下が一層懸念されています。

そのため、家庭や地域における子育て力の向上を図るとともに、母子保健と児童福祉を一体的に推進し包括的な支援を充実させていくことが重要です。

方向性

母子保健と児童福祉の連携型による「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まですべての家庭のニーズを一元的に把握し、子どもや子育て家庭に寄り添い続ける切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域での見守りや支え合いを進め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
地域の子どもに関心を持ち、あいさつなどを通して子どもや子育て家庭の暮らしを見守ります。	子どもや子育て家庭の暮らしを見守り、必要時に行政や専門機関につなぎ子育ての手助けなど応援できるよう努めます。	子どもの育ち、親の育児を地域で見守り、安心できる子育て環境づくりに取り組みます。	妊娠期からすべての子育て家庭に関わり、切れ目なく支援が続く体制を構築します。

推進項目 7-1

妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます

現状・課題

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の他、子育て支援センターや児童館、保育園など身近な地域の子育て支援施設が子育て相談を実施したり、教育委員会で教育相談やスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)を配置するなど子どもや家庭の相談に対応してきました。

しかし、悩みを抱える子育て家庭にとっては、相談することに消極的で相談の敷居が高く感じることもあり、相談場所・相談方法など気軽に相談できる体制づくりが必要です。また、ライフステージの変化に際して支援が途切れやすく、特に福祉と教育など管轄が違うため、関係機関同士の情報共有等が難しく、支援がうまくつながっていないことが課題となっています。

そのため、気軽に相談できる体制の整備や福祉と保健、福祉と教育などの他分野との連携強化を図り、個々の生活状況やニーズに合わせた切れ目のない相談支援を充実させていく必要があります。

取り組み

令和6年度(2024年度)から「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を構築することで、妊娠期からの伴走型相談支援をはじめとし、すべての妊産婦や子ども子育て家庭を包括的に支援します。

また、他分野との連携により、義務教育後も年齢や制度の壁を越えて切れ目のない相談支援を進めるとともに、子どもや子育て家庭が気軽に相談できるようデジタル等を活用し、多様な相談機会の充実を図ります。

- 主な事業 ●
- 利用者支援事業 ● 障がい児相談支援事業 ● 伴走型相談支援事業
- 乳幼児健康診査事業

推進項目 7-2 安心して子どもを産み育てることができるよう支援を充実させます

現状・課題

現代の子育て世代は、少子化や核家族化の影響で子どもの世話をする体験がないまま親になっており、子育てのロールモデルや周囲からの手助けもない孤立した状況で子育てをしている家庭が増えています。さらに、SNSなど子育てに関わる情報が溢れ、情報に対する主体的な判断ができにくくなったり、子どもの感情への対応が分からず負担感を増大させたり、子育てに対する他者からの評価を恐れ、緊張感を抱えながら子育てをしています。

このことから、家庭の子育て力を高め、自分の子育てに対する肯定感が持てるようにするなど、すべての子育て家庭に向けた支援が求められています。

また、本市では、全国に先駆けて不妊治療費や妊婦医療費の助成を始めており、子ども医療においても大学生まで対象者を拡大するなどの取り組みを進めてきていますが、経済的負担から子どもを持つことを諦める子育て世代もいるため、引き続き、妊娠や子育て等に係る経済的な負担軽減を図っていく必要があります。

取り組み

子育てに関する知識だけでなく、具体的な技術を体験や動画等を活用して学べる機会の提供や子育て講座等の内容を充実することにより家庭の子育て力を高め、不安感や負担感を軽減するための子育てに係る事業の充実を図るとともに、様々な場面で、自分の子育てに対する肯定感が持てるような親への関わりを進め、良好な親子関係を築いていけるよう取り組みます。

子どもの年齢に合わせたプッシュ型による情報提供やデジタル技術を活用した手続きの簡素化などを進め、子育てサービスの利便性の向上を図ります。

さらに、不妊治療費や妊婦・子ども医療費の助成等を引き続き実施し、国の動向を注視しながら、児童手当をはじめとする妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

● 主な事業 ●

- 児童手当給付事業 ● 子ども医療助成事業 ● 母子教育事業（両親学級）
- 産前・産後サポート事業（ベビーサロン） ● 育児支援親子教室開催事業

推進項目 7-3 子どもの成長と家庭を見守り支え合う人を増やします

現状・課題

民生児童委員や子ども会、シニアクラブ等による地域活動、子ども食堂、ファミリーサポートセンター事業など子どもや家庭を見守り支援している人はいますが、活動の担い手不足や活動者の高齢化が進んでいることが課題となっています。

実際に手助けの活動まではできなくても、あいさつや声かけは、見守っていたつもりでも見守られていたというような「おたがいさま」の関係性も生まれることとなるため、お互いが気かけ合うという気持ちを持つことが大切です。

取り組み

学校をはじめ地域や団体・企業に向けた福祉教育等を通して、現代の子育てや障がいや社会的孤立に関わる状況等への理解を促し、あたたかいまなざしを持って見守り、一緒に育てるといった意識・機運を醸成します。

また、支援者の養成を行い、地域の子どもや子育てを応援したい、お互いに助け合いたいと思う人を増やし、役割を果たせるような環境づくりに努めます。

さらに、見守られていた子どもや家庭が「次の担い手」として子育ての支援に携わったり、助け合える関係性を作るために、様々な機会を通して仲間づくりを進めます。

● 主な事業 ●

- ファミリーサポートセンター設置事業 ● 訪問型子育て支援事業
- 産前・産後サポート事業（子育てサポーター訪問） ● 福祉教育

〈訪問型子育て支援の様子〉



施策⑧
支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます



現状

全国的に深刻な児童虐待事件が発生しており、本市の児童虐待相談件数も10年間で約5倍となっています。背景には核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や家族間トラブル、子どもへの関わりの難しさなど様々な要因が考えられます。

虐待以外にも貧困や孤立、障がいなどの課題が複雑化し、支援を必要とする子どもや家庭が増加しており、従来の児童福祉を超えた他分野との連携による家庭支援が重要となっており、すべての子どもが虐待や障がいの有無、家庭の経済状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく安心して生活ができる環境づくりが必要です。

方向性

発達の遅れや障がいがある子ども、社会的孤立傾向にある子ども・若者、児童虐待や養育能力等に課題がある家庭など支援が必要な妊婦及び子どもと家庭の状況を把握し、CSWや分野を超えた関係機関と連携しながら、ニーズに合った支援事業を通して安心して生活ができるよう支援します。

役割分担			
市民	地域・団体	社協	行政
子どもの権利に関心を持ち困っている人がいたら支援機関に相談します。	地域で支援が必要な子ども・若者の暮らしや学びを支え、子どもの育ちや子どもの自立に向けた応援をします。	年齢に応じた機関と連携し、子どもや若者の意思を尊重し、強みを生かした活動場所の提供に取り組めます。	支援が必要な子どもを積極的に把握し、必要な支援につなげ安心して生活できる体制を整備します。

推進項目 8-1 **子どもの権利を守り安心できる生活を支援します**

現状・課題

令和4年度(2022年度)から子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、児童虐待や要支援家庭への対応を強化しています。また、令和2年度(2020年度)から配置したSSWとともに福祉と教育が連携しながら、課題を抱える小中学生と家庭への支援を進めています。

しかし、ヤングケアラーや貧困などの問題は表面化しにくく、また、保護者や子ども自身が権利侵害と感じておらず相談につながらない状況があります。

そのため、子どもが権利侵害を受けることなく、安心して家庭生活を送ることができるよう要支援家庭を早期に発見し、各種子育て支援事業を整備し、家庭支援を行うことが重要です。

取り組み

こども家庭センターを中心に、妊婦や子育て家庭の実情から特定妊婦や虐待、貧困、ヤングケアラー等の困難を抱える要支援家庭を積極的に把握し、子どもと家庭を関係機関が一体的に支援するためのサポートプランに基づき、ヘルパー等による訪問支援や学習支援などを活用し、子どもや家庭に対する生活支援を行います。

また、子ども食堂による見守り活動支援などの地域資源を活用して、要支援家庭を見守ったり、CSWやSSWと連携したりして、状況が変化した時に早期介入ができるよう努めるとともに、子どもの権利に関する啓発も進めます。

- 主な事業 ●**
- 要保護児童対策地域協議会設置事業
 - 養育支援訪問事業
 - 支援対象児童等見守り活動補助事業
 - 母子家庭訪問事業

推進項目 8-2 子どもの発達支援体制を整備します

現状・課題

18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体に障がいを持つ子どもは減少傾向、療育手帳を持つ子どもは増加傾向にあり、また、診断は受けていなくても発達に課題を抱える子どもの数も増加しています。

近年、共働きなど就労を希望する子育て家庭も多くなり、ニーズに合った障がい児等の福祉サービス事業を利用できるようにすることが重要です。

また、子どもの発達特性によっては、子どもへの対応が難しく、不適切な養育につながることや、子ども自身も不適応場面が増えると自尊感情が低下し、二次的な問題が生じる可能性もあるため、子どもへの支援と合わせて保護者支援や予防的支援が重要です。

取り組み

障がい等を持つ子どもの総合的な支援や仕事と子育ての両立、切れ目のない支援の視点を踏まえ、子どもの成長段階や障がい特性に応じた適切な支援が提供されるよう障がい児支援の提供体制の充実や発達支援体制の構築を行います。特に専門的な支援を要する医療的ケア児等においてはコーディネーターを配置し、多職種連携による包括的な支援の提供を進め、合わせて障がい児支援に関わる支援者研修等により人材育成に取り組みます。

また、障がい等を持つ子どもの関わり方に悩みを抱える保護者に対して、関わり方の技術を学ぶ親子関係形成に関わる支援事業等を実施し、子育て力の向上やお互いに支え合える仲間づくりを進めます。

さらに、発達障がいをはじめとする障がいの理解を深める機会をつくり、障がい等を持つ子どもや家庭の地域社会への参加が広がるよう取り組みます。

- 主な事業 ●
- 障がい児児童福祉サービス給付事業 ● 発達支援事業 ● 親子発達支援教室開催事業
- 保育所等訪問支援事業

〈発達支援教室〉



推進項目 8-3 子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます

現状・課題

ひきこもり支援センター「ほっとプラザ」では、学校等と連携しながら適応指導教室「ほっと東海」に通えないなどの孤立傾向にある子どもや、高校や専門学校、大学、職場等でうまく適応できず課題を抱える若者に対して、面談や訪問、居場所支援、学習支援、家族支援を行っています。令和4年度（2022年度）にほっとプラザを利用した人の割合は、15歳以下が21.6%、16～25歳が27.3%で、約半数が25歳以下の若い世代となっていますが、「ひきこもり」という言葉に抵抗感があり支援につながりにくいこともあります。

さらに、貧困等の課題を抱える家庭の子どもは、経済的理由から社会から孤立し、同世代が経験していることができない状況や学習面で課題を抱えるなど様々な面で不利な状況に置かれる傾向にあるため、学習支援等を行いながら生活上の悩み捉え、必要な支援に繋げて自立に向けた支援を行うことが必要です。

取り組み

社会的孤立傾向にある子どもに対して、早期支援ができるように学校・教育委員会との連携を強化し、地域等からの情報を基に、家族への支援やアウトリーチによる支援を行います。

また、居場所や学習支援を通して、人との関係づくりを行いながら、進学や就労等を含め自立に向けた支援を進め、ボランティア体験や就労体験等の機会が広がるように地域や事業所等と連携し緩やかな支援を行います。

さらに、貧困家庭への支援として、引き続き、市社協事業が実施する食糧支援と合わせて継続的な面接を行いながら自立に向けた支援を行います。

- 主な事業 ●
- ひきこもり支援センター設置事業（学習支援事業）

施策⑨
子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

現状

平成28年度(2016年度)から始まった民間事業者の保育事業への参入により、本市の保育の受け皿は着実に整備されてきましたが、女性就業率の上昇や宅地開発等による子育て世代の転入も見込まれるため、引き続き保育の受け皿を確保するとともに様々な就労形態、家族形態等に応じた多様な保育環境が求められています。

また、子どもは遊びや様々な体験を通して多くのことを学んでいます。近年では子どもへの犯罪が増加したり、地域の人との交流や豊かな体験の機会が減ったりするなど、地域で子どもの安心安全を保証しながら育てていく視点が失われつつあります。子どもたちが安心して健やかに過ごすためには、地域の大人に子どもや家庭が見守られ、励まされ、支えられながら新しい体験を積み上げていく環境が必要です。そのためには、地域の子育て力を高め、自分のできる範囲での活動を行いながら子どもや家庭に関わりを持ち居場所機能を充実させることが重要です。

方向性

共働き世帯の増加等に伴い、様々な状況にある子どもが安心して過ごせるよう多様化する保育ニーズに対応できる環境整備を進め、健やかな育ちを進めます。

子どもや家庭が安心して過ごせる居場所で、多様な世代の交流を通して豊かな体験を重ね、保健・福祉、教育分野等が実施する子どもの健全育成に関する事業などを通して様々な体験ができるよう環境整備を進めます。

役割分担			
市民	地域・団体	社協	行政
子どもが安心して遊べる環境づくりのために地域活動に積極的に参加するよう努めます。	健やかな育ちにつながるように子どもの居場所や多様な世代と交流、豊かな体験や遊びの提供に努めます。	子どもが安心して生活ができるよう、地域で見守る活動や場所の提供に取り組めます。	保育環境の充実や保健・福祉・教育分野等が実施する子どもの健全育成に関わる事業など様々な体験を通して子どもが元気に育つような環境を整備します。

推進項目 9-1 **多様なニーズに対応する保育環境を整備します**

現状・課題

本市の出生数は減少傾向にあるものの、女性の就業率や共働き世帯が増加している中、保育所等への入所希望者数は特に3歳未満児において年々増加しており、これまで待機児童対策として、民間事業者による保育所等の設置を積極的に支援し、保育の受け皿を確保してきました。令和5年(2023年)4月現在の待機児童数は0人となっていますが、小規模保育事業を利用する保護者からは、3歳で転園するのではなく就学前まで通わせたい、兄弟姉妹で違う園に通っているのが大変であるという意見も聞かれます。

今後ますます子育て家庭が持つニーズが多様化していくことが見込まれるため、令和5年(2023年)4月から開始した医療的ケア児の保育所等の受入体制の構築など多様なニーズに対応した保育環境の整備を進めていく必要があります。

取り組み

令和5年(2023年)3月に策定した「公立保育園と民間保育所等の在り方に関する基本方針」に基づき、老朽化した公立保育園を廃止とする一方で、0～5歳児までを受け入れ可能な民間保育所等の参入を促進するなど、将来にわたり必要かつ適正な保育の受け皿を確保します。

さらに、一時保育事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる環境整備を進めていきます。

- 主な事業**
- 保育所等整備費補助事業
 - 早朝延長保育事業
 - 幼児一時預り事業

〈保育園での様子〉



推進項目 9-2 地域の中で豊かな体験や遊びができる居場所を充実させます

現状・課題

行政や市社協が関わっている子ども居場所としては、児童館や放課後児童クラブのほかに、子ども食堂は令和5年（2023年）5月現在では4か所、学習支援の場はほっとプラザが実施している2か所、学習広場「みらいーな」が2か所あります。そのほか、住民が主体となり子どもの居場所づくりを始めた地域が1か所ありますが、子どもの居場所になりうる場は充分とは言えない状況です。国は、家庭や学校以外の「第三の居場所」を今後充実させていくとしていますが、安心でき居心地の良い居場所は人によって様々であるため、子どもが豊かに育つ、多様な居場所づくりを進めることが重要です。

また、地域での子どもを中心としたイベントや体験事業、市が行う子どもの健やかな育ちに係る事業を通して豊かな体験を積み重ねることで、子どもの健全育成を推進するとともに、地域への愛着を深め地域課題の解決に関わることができるよう、幼い頃より地域活動に参加し、地域住民と交流を深め「お互いさま」の土壌づくりを進める必要があります。

取り組み

保健福祉分野や教育分野で実施している子どもの育ちを促す各種事業や地域等のイベントを通して、豊かな体験や遊びを重ね、子どもの健全育成を推進するとともに、親子の居場所や放課後の居場所、地域行事や集いの場などにおいて遊び・体験・会話による人とのつながりを通して、子どもたちの個性や可能性を伸ばし、元気に成長できるように多様な居場所の充実を図ります。

また、居場所は、子どもだけでなく、例えば担い手としての高齢者の活躍できる場や大学生の社会体験の場など、担い手自身の居場所や多世代交流の場としての役割も担っていることを視野に入れて居場所づくりを展開します。

● 主な事業 ●

- 放課後児童健全育成補助事業 ● 子育て支援センター管理運営経費
- 児童館地域活動補助事業

こどもまんなか社会と総合福祉計画

国では、令和5年（2023年）4月1日から「こども基本法」が施行され、新たな司令塔として、こども家庭庁を創設し、子どもや若者が、自分らしく健康的に、そして幸せに成長できる社会にするため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据えて、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとしています。

国が進める「こどもまんなか社会」は、単に子どもだけが主役ではなく、子どもを取り巻く環境や、家族、地域、様々な分野での協力が必要であり、子どもに関わる人、子どもを取り巻く人のすべてが主役となり取り組みを進めていくことが重要です。

そのため、本市では第7次総合計画において、子ども・子育て分野の柱を立てて推進することとしています。本計画においても、同様に子ども・子育て施策の柱を立てて、子どもが安心して暮らせる地域は、すべての人が安心して暮らすことができる地域という考えのもと、子どもの健やかな育ちや子育てについて、地域で応援する取り組みを推進するものです。



1 重点項目

本市では、0歳から100歳までの包括的支援体制の構築を目指しており、基本理念である「おもい つながり ささえあう」の実現に向け、市や市社協が、住民、社会福祉法人、民間企業等と一緒に取組みを推進していく必要があります。

そのため、本計画における3つの基本目標を具現化するために、4つの重点項目を定め、分野横断的に検討し推進していきます。

重点項目 1 包括的な相談支援体制の構築

住民が身近な場所で相談できる環境を整備し、関係機関が連携しながら課題解決に向け協議を進めていくことができる体制を構築します。

重点項目 2 多様な主体が参加できる地域づくり

日常生活における困りごとや、必要とする活動などの地域生活課題を、個人・団体・組織など各々の強みを生かし、地域の特性に合わせた解決への道筋や取組みを作り出すとともに、それらを話し合う場も広げていきます。

重点項目 3 若者支援を中心とした孤独・孤立対策

学校の友人、職場の同僚や親とうまく関係を築くことができず、孤独・孤立の状態にある若者を支援するため、関係機関と連携及び協働を図り、必要な支援内容を議論し、つながりを構築する取組みについて検討します。

重点項目 4 災害に備えた福祉の体制づくり

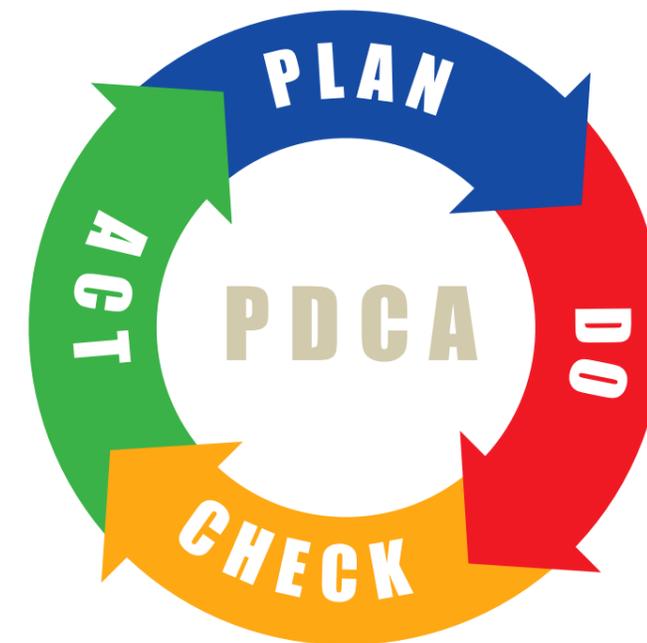
避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、福祉専門職等の関係機関と連携し、個別避難計画の作成を推進するとともに、福祉避難所の整備や災害支援ボランティアの実施など、実際の災害に備えた福祉の体制づくりを進めます。

2 進行管理

本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、各施策の進捗状況や重点項目の取組みにおける効果の検証・評価を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図りながら、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

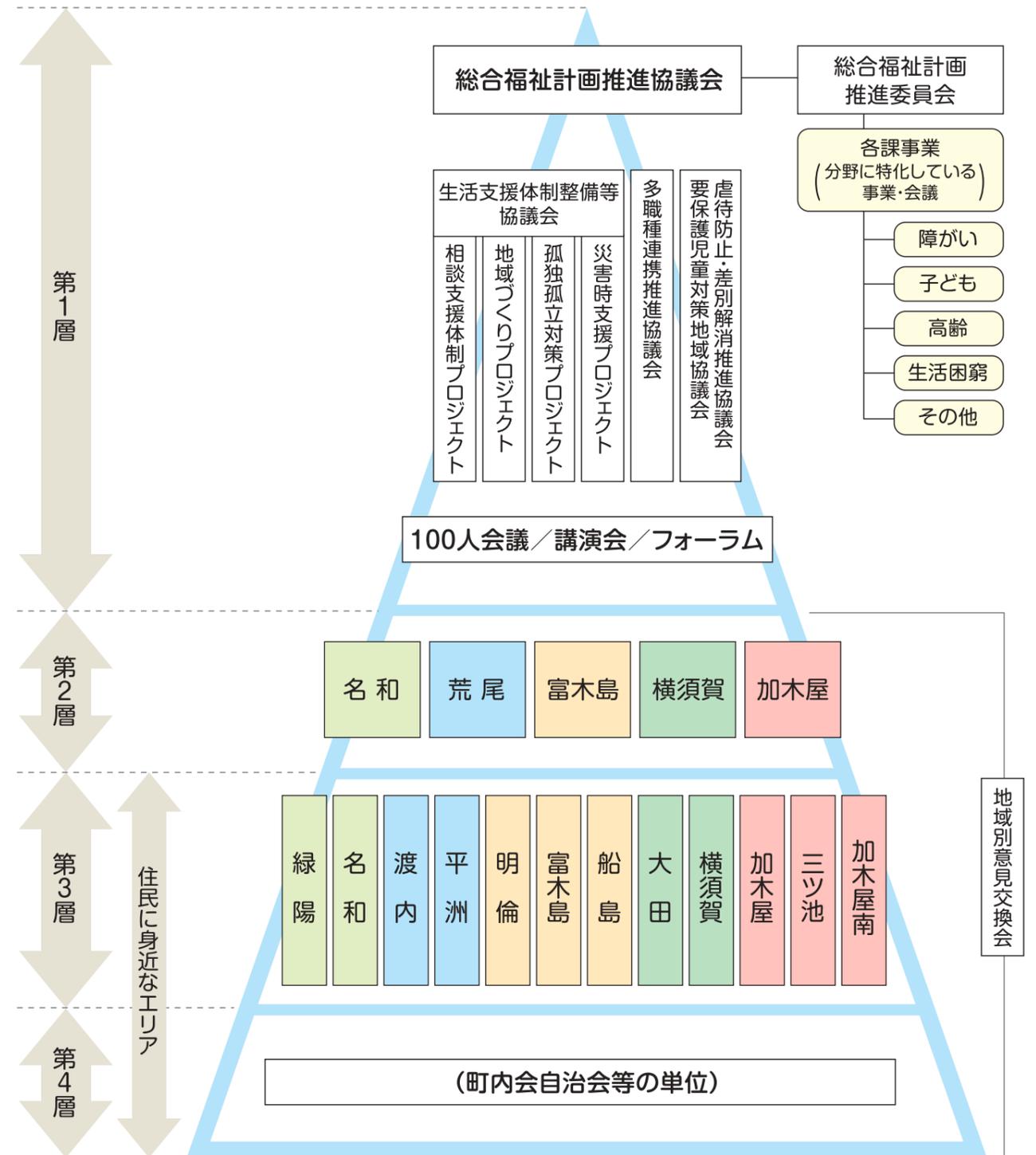
東海市総合福祉計画推進協議会等の会議を開催し、数値で評価できるものについては、KPIの考え方を取り入れながらPDCAサイクルに基づき施策の推進・点検・評価を行います。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち計画を推進できるよう、積極的に情報を発信していきます。



資料編

事業推進組織体系イメージ図



分野を問わず、全世代を対象としている取り組みを検討・推進します。障がい、子ども、高齢、生活困窮など、それぞれの分野で取り組むものは、各課事業として推進します。

用語解説

用語	解説
アウトリーチ	複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、積極的に対象者のいる場所に向向いて働きかけ、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりを行うこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）。
権利擁護	何らかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動。
ケアカンファレンス	よりよい医療や介護サービスを提供することを目的に、医療・介護現場で実施される、情報共有・認識のすり合わせ・問題の発見と改善策の提案を中心に話し合う会議。
KPI （重要業績評価指標）	Key Performance Indicatorの略。組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標のこと。
コミュニティ ソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人。
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画。
子育て世代 包括支援センター	専門知識を有する保健師、助産師等が、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する機関。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援と、相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントや、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担う機関。
子ども家庭 総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。なお、児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日以降は、こども家庭センターが本機能を担うもの。
サポートプラン	要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者や、母子並びに乳幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とするものに対して、本人のニーズを踏まえた支援内容等を作成した本人同意のある支援計画のこと。
社会的孤立	社会的参加（組織、活動等への参加）、社会的交流（家族、友人、知人などとの接触）及び社会的サポート（困ったときに頼りにできる人、悩みごとの相談にのってくれる人、寂しいときの話し相手）の欠如している状態。
重層的支援体制 整備事業	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する社会福祉法に定められた事業。
スクール ソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）。
成年後見制度	成年後見制度とは、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度。
ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時期に行うこと。

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。
地域活動支援センター	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作活動又は生産活動の機会の提供等を行う施設。
地域子育て支援拠点	子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を併せて行う、常設の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている機関（本市は高齢者相談支援センターと表記）。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
東海へいしゅうくん ネットワーク	市内の在宅療養者に関わる医師・歯科医師・薬剤師・看護師などの医療職と、ケアマネジャー・介護福祉士などの福祉職等が、多職種連携するための情報共有ネットワークシステム。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
8050問題	80歳代の高齢者の親とひきこもり状態の50歳代の単身・無職の子が同居している地域課題。
伴走型相談支援	子育て世代包括支援センター等が、妊娠届出時より全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ仕組み。
避難行動要支援者名簿	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保のため、特に支援を要する者の名簿。
ピアカウンセリング	同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支えあうことを目的としたカウンセリング。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の頭文字を取ったもので、仮設・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めていくサイクルのこと。
ファミリー サポートセンター	子育てに関することを手伝ってほしい「依頼会員」と、子育てを手伝いたい「援助会員」が地域で協力しあい、育児を行っていく「相互援助活動」の組織。
包括的支援体制	地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことで、属性、世代に関わらず相談を受け止め、制度の狭間や複雑化・複合化した課題にも対応できるよう相談支援を行い、参加支援、地域づくりを一体的に行う。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

指標の算出方法

施策	評価指標	算出方法
施策①	福祉に関する相談先を知っている人の割合	市民アンケート「市役所以外に福祉に関する相談窓口があることを知っている」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	市民アンケート「生活の困りごとを気軽に相談できる相手がいる」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	相談マーク(ピンバッジ)の配布数	相談マーク(ピンバッジ)を配布した人の累計数
施策②	地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合	市民アンケート「お住まいの地域では、住民同士の支え合い、助け合い(相互扶助)ができています」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	市民アンケート「この1年間にお住いの地域における福祉活動に参加した」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	1年間に地域別意見交換会に参加した人数	1年間に1層から4層で実施した地域別意見交換会(福祉関係)に参加した人数(100人会議含む)
施策③	地域生活課題に関わるサポーター数	地域生活課題に関わるサポーター数(地域共生こころんサポートセンター支援会員、チームオレンジ、子育てに関わるサポーター等)
	1年間に福祉教育を受講した人数	1年間に福祉教育(学校での福祉体験教室を含む)を受講した人数
施策④	1年間に地域住民から相談がつながった件数	地域住民等から、自分の家族以外の人(世帯)の相談を受けた年間件数(虐待に関するものは除く)
	1年間に権利擁護に関わる講演会・研修等の参加人数	1年間に権利擁護に関わる講演会・研修等の参加人数
	本市における自殺死亡率	本市における人口10万人あたりの自殺死亡者数
施策⑤	障がい者が社会参加できていると感じている人の割合	市民アンケート「障がい者が地域のなかで社会参加できている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	社会参加・交流をしている高齢者の割合	市民アンケート「仕事やボランティア又は地区活動などで社会参加をしたことがある」で「はい」と回答した高齢者(65歳以上)の数/アンケート回答総数(65歳以上)×100
	民間との連携により福祉活動を実施している事業所等の数	1年間で民間との連携により福祉活動を実施している事業所等の数(福祉体験、職場体験、社会貢献)
施策⑥	障がい者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民アンケート「障がい者が地域のなかで安心して暮らしている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	高齢者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民アンケート「高齢者が安心して暮らしている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	避難行動要支援者個別避難計画の作成率	避難行動要支援者個別避難計画の作成数/避難行動要支援者数×100

施策	評価指標	算出方法
施策⑦	子育てしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「子育てしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100
	子育ての悩みについて、相談する場を知っている人の割合	市民アンケート「子育てに関する相談の場を知っている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合(再掲)	市民アンケート「お住まいの地域では、住民同士の支え合い、助け合い(相互扶助)ができています」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
施策⑧	1年間のサポートプラン作成件数	1年間の妊婦・子ども家庭のサポートプラン作成数 ※サポートプランは同意必要
	発達に関する支援者研修受講者数	支援者向け発達支援研修の年間受講者数の累計
	生活・学習支援の場の数	福祉的支援が必要な子ども・若者に対する生活・学習支援の場(ほっとプラザの学習・生活支援、こどものつどいの場事業、こども食堂など)の数。ただし、宅食サービスのみで居場所が設置されない場合は除く。
施策⑨	多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100
	地域子育て支援拠点等における子どもの年間延べ利用者数	1年間の地域子育て支援拠点等における子どもの延べ利用者数
	身近に子どもが安心して過ごせる場(家庭や学校を除く)があると18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「身近に子どもが安心して過ごせる場(家庭や学校を除く)がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100

東海市総合福祉計画推進協議会条例

平成15年3月28日

条例第23号

改正 平成16年3月30日条例第12号

平成26年3月28日条例第5号

令和5年7月12日条例第17号

(一部未施行)

東海市総合福祉計画推進協議会条例をここに公布する。

東海市総合福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議するため、東海市総合福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体を代表する者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 保健医療関係団体を代表する者
- (4) 社会教育関係団体を代表する者
- (5) 町内会、自治会等を代表する者
- (6) 介護保険の被保険者を代表する者
- (7) 保健所の職員
- (8) 市内に住所を有する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第17号）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の公布の際現に改正前の東海市総合福祉計画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱されている協議会の委員の任期は、東海市総合福祉計画推進協議会条例第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までとする。

諮問

福第195号

令和4年（2022年）7月25日

東海市総合福祉計画推進協議会

会長 後藤文枝様

東海市長 花田勝重

第4次東海市総合福祉計画について（諮問）

東海市総合福祉計画推進協議会条例第1条の規定に基づき、第4次東海市総合福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

答申

令和5年（2023年）12月27日

東海市長 花田勝重様

東海市総合福祉計画推進協議会

会長 後藤文枝

第4次東海市総合福祉計画について（答申）

令和4年（2022年）7月25日付け福第195号で諮問のありましたこのことについては、本協議会では、今後10年間の福祉施策のあり方について議論を重ね、結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

少子高齢化の進行、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化に加え、新型

コロナウイルス感染症の長期にわたる感染拡大の影響により、経済的困窮や孤独・孤立の課題が顕在化し社会環境が大きく変化しています。いわゆる8050問題、ヤングケアラー、貧困など、現代の複雑化・複合化する課題のほか、災害時における対応は、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった制度・分野ごとの支援体制や「支え手」「受け手」という関係を超えて、あらゆる住民や事業者等が主体的に参画し、世代や分野を超えてつながることで、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められています。

諮問された第4次東海市総合福祉計画（素案）は、「おもい つながり ささえあう」を基本理念とし、分野別に施策を立てるのではなく、目的別に施策を立て、住民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、つながり、相互に支え合うことで、地域で安心して暮らし続けられるための包括的な支援体制の構築の推進をするもので、ソーシャルサポートネットワークの構築、個別支援によるセーフティネットの強化、子どもを真ん中にすえた地域づくりの視点からも、計画の方向性として適切なものであると考えます。

なお、施策の推進にあたり、本協議会で出された以下の意見を十分に考慮し、積極的に取り組んでいただくよう要望するものです。

- 1 これまで積み上げてきた「0歳から100歳の地域包括ケアシステム」を普遍化することで、地域福祉を総合的に推進し、包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業を推進されたい。
- 2 孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得ると考えられるため、孤独・孤立対策推進法も踏まえ、相談支援体制の構築や地域づくりと一体的に推進されたい。
- 3 近年、増えている自然災害に備えた災害時の福祉支援体制の整備について、関係機関等とともに推進されたい。
- 4 行政、社会福祉協議会、地域住民、事業者がそれぞれ、主体的な参画のもと協働で推進されるとともに、適切な進行管理に努められたい。

総合福祉計画推進委員会設置規程

○東海市総合福祉計画推進委員会設置規程

平成5年7月29日

訓令第6号

改正 平成9年3月31日訓令第2号

平成10年3月31日訓令第15号

平成15年8月20日訓令第9号

平成23年3月30日訓令第18号

平成25年3月29日訓令第8号

平成31年3月29日訓令第10号

令和3年3月30日訓令第15号

東海市総合福祉計画推進委員会設置規程を次のように定める。

東海市総合福祉計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 東海市総合福祉計画について、具体的施策の調査検討、連絡調整及び進行管理を行うため、東海市総合福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び20人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は市民福祉部長、副委員長は市民福祉部次長の職にある者とする。

3 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、会議の際、議事に関係のある課等の長その他職員を出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成5年7月29日から施行する。

附 則（平成9年訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令第15号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第9号）

この訓令は、平成15年8月20日から施行する。

附 則（平成23年訓令第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第15号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

総合福祉計画策定プロジェクト要領

(趣旨)

第1条 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができ、生きがいをもって暮らし、地域でともに支えあう地域福祉を推進する第4次東海市総合福祉計画（以下「第4次計画」という。）を策定するため、プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 第4次計画を策定するため、第4次東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第4次計画策定に関すること。
- (2) 福祉施策の現状把握、調査に関すること。

(組織)

第4条 チームは、別表に掲げる職員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

(任期)

第5条 メンバーの任期は、第4次計画の策定完了までとする。

(座長及び副座長)

第6条 チームに座長及び副座長を置き、座長は福祉企画調整監をもって充て、副座長は福祉企画調整室長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、チームを代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第7条 チームの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 チームの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(アドバイザーの出席)

第8条 チームは、必要に応じて福祉施策に関する学識経験者等のアドバイザーに会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係者の出席)

第9条 チームは、必要に応じ、議事に関係のある課等の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 チームの庶務は、社会福祉課内福祉企画調整室において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、チーム運営に関し必要な事は、座長がチームに諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

東海市総合福祉計画推進協議会委員名簿

()は旧委員

区分	団体等名	氏名	
第1号委員	社会福祉関係団体を代表する者	東海市民生委員・児童委員連絡協議会	八木 雅弘 (坂野 佐俊)
		社会福祉法人 さつき福祉会	(鬼丸 義和)
		東海市身体障害者福祉協議会	森山 慶郷
		東海市シニア連合会	相澤 隆雄 (吉田 隆幸)
		社会福祉法人 東海市社会福祉協議会	後藤 文枝
		東海市保育事業協会	田中 薫 (沢田 亜津子)
第2号委員	児童福祉関係団体を代表する者	東海市子ども会連絡協議会	古谷 仁彦
		東海市医師会	小嶋 真一郎
第3号委員	保健医療関係団体を代表する者	東海市歯科医師会	杉山 勝俊
		東海市薬剤師会	佐野 宏樹
		東海市教育ひとづくり審議会	森合 久春
第4号委員	社会教育関係団体を代表する者	東海市スポーツ推進委員会	安井 悦子
		東海市コミュニティ推進地区連絡協議会	新海 恵司 (櫻木 昭文)
第5号委員	町内会、自治会等を代表する者		
第6号委員	介護保険の被保険者を代表する者	知多北部広域連合	廣瀬 恵美子
第7号委員	保健所の職員	知多保健所	山崎 千佳 (橋本 靖)
		市民公募	平松 伊津美 加古 明人

東海市総合福祉計画推進委員会委員名簿

()は旧委員

区分	氏名	役職等
委員長	辻 聡子	市民福祉部長
副委員長	小笠原 孝市	市民福祉部次長兼福祉企画調整監
委員	植松 幹景	市民福祉部健康福祉監
	(小島 久和)	(前市民福祉部健康福祉監)
	橘 洋子	市民福祉部健康いきがい対策監
	和田 真貴	市民福祉部社会福祉課長
	(岸本 一昭)	(前市民福祉部社会福祉課長)
	永井 直子	市民福祉部女性・子ども課長
	小島 英泰	市民福祉部幼児保育課長
	(桜井 正志)	(前市民福祉部幼児保育課長)
	柘植 由美	市民福祉部健康推進課統括主幹
	徳永 龍信	市民福祉部高齢者支援課長
	仙敷 元	総務部市民協働課長
	(山田 祐輔)	(前総務部市民協働課長)
内山 貴裕	企画部企画政策課長	
(石川 敬一)	(前企画部企画政策課長)	

東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム委員名簿

()は旧委員

区分	氏名	役職等
座長	小笠原 孝市	市民福祉部次長兼福祉企画調整監
副座長	今枝 由美	市民福祉部福祉企画調整室長
委員	井上 綾	市民福祉部福祉企画調整室統括主任
	宇賀神 雄也	市民福祉部社会福祉課統括主任
	吉田 徹	市民福祉部社会福祉課統括主任
	吹元 静香	市民福祉部社会福祉課主任
	(新美 友規)	(市民福祉部社会福祉課主任)
	佐田 知子	市民福祉部女性・子ども課主幹
	(早川 明宏)	(市民福祉部女性・子ども課主任)
	臼井 あゆ美	市民福祉部子育て総合支援センター統括主任
	(大串 文子)	(前市民福祉部子育て総合支援センター主任指導保健師)
	富田 博太郎	市民福祉部幼児保育課統括主任
	伊豫田しのぶ	市民福祉部健康推進課指導保健師
	小塚 恵子	市民福祉部健康推進課主任保健師
	坂田 拓矢	市民福祉部高齢者支援課主任
	小倉 加織	総務部市民協働課統括主任
(仙敷 元)	(前総務部市民協働課主幹)	
アドバイザー	原田 正樹	日本福祉大学学長
	佐藤 仙務	東海市ふるさと大使
オブザーバー	宝達 真志	東海市社会福祉協議会地域福祉課長
	伊藤 純一	企画部企画政策課統括主任
	(芦原 伸幸)	(前企画部デジタル推進課統括主任)

総合福祉計画策定の経緯

	プロジェクト会議	推進委員会	推進協議会	その他	
令和4年度	4月	4/26 第1回プロジェクト会議			
	5月	5/25 第2回プロジェクト会議			
	6月	6/10 第3回プロジェクト会議			
		6/17 第4回プロジェクト会議			
		6/24 第5回プロジェクト会議			
	7月		7/6 第1回推進委員会	7/25 第1回推進協議会	
	8月	8/24 第6回プロジェクト会議			
	9月				
	10月	10/7 第7回プロジェクト会議			
	11月	11/18 第8回プロジェクト会議			
	12月	12/16 第9回プロジェクト会議			
	1月		1/23 第2回推進委員会		
2月			2/27 第2回推進協議会		
令和5年度	3月				
	4月	4/26 第1回プロジェクト会議			
	5月	5/18 第2回プロジェクト会議			
	6月	6/21 第3回プロジェクト会議			
	7月		7/7 第1回推進委員会		
	8月			8/28 第1回推進協議会	
	9月				
	10月	10/27 第4回プロジェクト会議			パブリック コメント (9/19~10/18)
	11月	11/17 第5回プロジェクト会議	11/27 第2回推進委員会		
	12月			12/22 第2回推進協議会	
	1月				
	2月				
3月					

東海市の地域包括ケアシステムは、0歳から100歳のすべての市民を対象にして、専門職と地域住民が協働して支え合う仕組みを目指してきました。当時は地域包括ケアシステムといえば、介護保険の対象である65歳以上の高齢者だけを対象としていたときに、東海市では市民や関係者の協議のなかで、全国に先駆けて独自の取り組みをしてきました。

その後、国は地域共生社会政策のなかで、包括的支援体制や重層的支援体制整備事業といった施策を打ち出してきましたが、それは東海市の積み上げてきた地域福祉の姿です。これまでの児童、障害、高齢、生活困窮といった分野ごとの福祉制度に横串をさし、包括的な支援ができるようにしていく。それは今後、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加による社会の変化を見据えて、福祉ニーズの多様化複雑化に対応できる新しいセーフティネットを構築していく挑戦です。

この度、策定された東海市総合福祉計画は、こうした政策動向を踏まえ、東海市民のニーズと地域福祉の推進をめざした計画であるといえます。この計画にもとづき関係者の連携と協働が進み、真に包括的な支援が進展されることを期待しております。

東海市総合福祉計画策定アドバイザー
日本福祉大学 学長 原田 正樹

東海市ふるさと大使の佐藤仙務です。私も障害者当事者の一人として、福祉総合計画の推進をアドバイザーとしてサポートしてきました。まず、この計画の策定に携われたことを大変嬉しく、心から感謝申し上げます。

この計画の実現には、自治体だけのPRや啓蒙活動のみならず、地域全体の協力や理解、共感が必要です。みんなの力を合わせ、一人ひとりの声を大切に、支え合える環境を築きたいです。それには連携と支援の強化、柔軟なサービス提供が必要です。個々のニーズに寄り添った福祉サービスを展開し、多様性を尊重することが、福祉の鍵となると考えています。

計画の成功を願いながら、皆で協力して、尊重と包括性のある社会を築くことを心から待ち望んでいます。同時に、地域全体で力を合わせ、共に進んでいけることも願っています。

東海市総合福祉計画策定アドバイザー
東海市ふるさと大使 佐藤 仙務

第4次東海市総合福祉計画

令和6年(2024年)3月発行

●編集

東海市 市民福祉部 社会福祉課 福祉企画調整室
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
(052)603-2211、(0562)33-1111

社会福祉法人 東海市社会福祉協議会
〒476-0003 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1
(052)689-1605

●東海市総合福祉計画策定アドバイザー

日本福祉大学 学長 原田 正樹
東海市ふるさと大使 佐藤 仙務

●制作／印刷

知多メディアネットワーク株式会社

●総合監修

なりた図案工房

●制作協力

知多印刷株式会社
糸会屋(子ども用計画書)
東海市点訳グループ すみれ(点字版計画書)
声のたより&Bookフレンド(音声データ)